

第3回子どもを性被害等から守る専門委員会議事録

1 日時 平成25年9月12日(木) 午後1時30分から5時45分

2 場所 NOSAI長野会館 大会議室

3 出席者

委員：安部委員、大久保委員、太田委員、川俣委員、木村委員、児玉委員、田口委員、茶鍋委員、轟委員、花岡委員、平野委員、藤森委員、矢橋委員、吉池委員、渡邊委員

4 議事

○事務局

それでは定刻となりましたので、これより第3回子どもを性被害等から守る専門委員会を開催いたします。

本日、司会を担当いたします、企画部次世代サポート課の久保と申します。よろしくお願いいたします。

最初にお手元の配付資料について、確認をさせていただきます。本日お配りしました資料、上から順に、会議次第、出席者名簿、その下に、右上に資料番号を付した会議資料がございます。この資料番号につきましては、事前に送付させていただいております資料の番号に対応しております、本日の会議事項の順番になっております。資料1は教育・被害者支援にかかる資料で、資料2から資料4は法規制に関する検討、資料5から資料8は、インターネット・情報ツール関係、資料9は公聴会に関する資料となっております。

本日の配付資料を確認させていただきますが、出席者名簿の下にあります資料1-2、1-3、資料2-2から2-5、資料4、これについては事前送付資料の差しかえになります。資料4-2、資料6、こちらも事前送付資料の差しかえになります。資料7、こちらも事前送付資料の差しかえになります。その下、資料8-2、8-3、9-2、最後に長野県保護観察所様から提供のありましたリーフレットがございます。

なお、事前に送付させていただきました資料につきましてお持ちでないようでしたら、予備がございますので、事務局にお知らせください。資料の不足等、ございませんでしょうか。

2 会議事項

○事務局

それでは、会議事項に移らせていただきます。

議長につきましては、子どもを性被害等から守る専門委員会設置要綱第5第1項の規定によりまして、委員長が務めることになっております。平野委員長、よろしくお願いいたします。

(1) 教育・被害者支援について

○平野委員長

皆さん、こんにちは。次第にもございますように、今日は大変数多く、たくさんの事項についてご協議、意見交換、そして情報共有をさせていただきたいと思っております。ひとつひとつ丁寧にやっていきたいと思っておりますが、時間もたっぷりありますが、2回くらいは休憩を入れて議論を進めてまいりたいと思っております。ご協力をお願い申し上げます。

それでは、第3回専門委員会の議事に入ります。

最初に、会議事項(1)教育・被害者支援についてですが、今回は具体的な対策について議論を行うこととしております。意見交換の前に、まずは事務局から資料について説明をお願いいたします。

○事務局

事務局から、資料の説明を申し上げます。私のほうから資料1-2、1-3についてご説明を申し上げます。

前回の第2回専門委員会での議論を踏まえて、具体的な対応策につきまして委員の皆さんからご意見を求めさせていただきました。最初のほうのページ、1ページから6ページについておりますのが、委員の皆さんからご提案いただいた具体的な方策、及び疑問な点があれば質問という形になっております。

資料1-2のほうは、そして提案をいただいた具体策について、一応要約という形で、これ事務局の考えで、教育に関する具体的な方策、それから2、被害者支援に関する具体的な方策という形で項目整理をさせていただきました。ですから、本日の議論、この項目整理をちょっとご活用いただきながら、ご議論いただければというふうに考えます。整理する際に、少し委員の方にも補足的に確認をしたこともございますので、若干説明をさせていただきます。

資料1-2の教育に関する具体的な方策の(1)学校における性教育についてという中の、①子どもへの性教育についてですが、

養護教諭の意見を重視、あるいは3番目のポツ、養護教諭が専門知識を活かして性教育ができる体制整備、養護教諭等の連携という形で、幾つかご提案をいただいております。

やはり学校の現場の中で、ちょっと私の表現が不適切でしたら大変申しわけないですが、学校の中で養護教諭の先生、性教育をやっぴり積極的にやっていきたいというようなお考えがあっても、やはり学校全体としての考えの中で、

そういったことを踏み込んでやはりやっていくというのが現在非常に難しいと、そんな声があるということをお聞きしました。ですから、性教育の授業の見直しについては、具体的にどう見直すのかとか何か課題になるということも少し、また委員の皆さんから補足をしていただければと思います。

それから②教職員に対する性教育の部分ですが、最初のポツの性被害の予防とケアの研修ということで。現在、なかなか学校現場で性被害に遭った生徒さんのケアをするということは、やはりそれほど件数としては多くないという中で、やはり学校現場とすれば個人のプライバシーをどうしても優先すると、守らなければいけないところで、なかなか、どういう被害に遭ってどういうサポートをしたんだという部分の経験とか知識の共有というものが全然できていないと、そういった問題点があるので、ぜひその経験とか知識というものを共有する中で、万が一、そういった不幸な事態が起きてしまったときに、しっかりとその被害に遭った生徒さんを支援するようなことができるように研修してほしいと、そんな趣旨だと聞いております。

あと、以下、ごらんのとおり、項目立てをさせていただきました。

それから2番目の被害者支援に関する具体的な方策のほうです。最初に被害者支援の考え方というのが幾つか出ていましたので、整理をさせていただきました。

それから(1)相談支援体制の整備、こちらのほうは、前回もお話しいただいたのですが、ワンストップセンターの設置と、大阪等がやっている医療機関を中核としたワンストップセンターの設置という考え方もありますし、それから、これ多分②と③は似ていると思うんですが、長野県のような県土が広いところは1カ所置いてもだめなので、むしろ地域に根ざした支援体制のネットワークの構築をするべしという具体案をいただいております。

あと(2)の司法面接の充実については質問等もございまして、資料1-3のほうに、質問に対してのお答えというものを整理させていただきました。

1-3につきましては、これは委員の皆さんからの質問ということでございまして、ちょっとこの部分をお答えしていると非常に時間がなくなりますので、ペーパーでのご回答という形で整理させていただきましたが、この部分は議論の中で、追加の説明等を指示していただければと思います。説明は以上でございます。

○平野委員長

ご報告、ありがとうございます。

それでは、事務局のほうも今回、教育と被害者支援について、2つに分けて資料を出していただきました。当然、2つがかかわることもありますけれども、まずは教育について検討を進めてまいりたいと思います。

教育に関しましては、資料1の1ページから3ページのとおり、6名の委員の方々からご提案、ご提言等をいただきました。1ページから3ページにわたってのご意見を踏まえながら、ご質問、あるいは新たなご提案などありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○渡邊委員

学校の中で性教育をするときに、今、やはり一番問題になっているのは、義務教育の中でどこまでの教育を子どもたちにさせるかということが一番の問題になっていて、それは、私たちも例えば性犯罪の被害者になり得る子どもたちに対してというふうに考えると、やはり性犯罪ということが子どもたちに理解されていなければ、それに対する対応ということをお話することができないということがあって、そういうことになると、そういう犯罪というものが世の中に存在すると、そして、そのターゲットは子どもたちであるんだということをやはりきちんと子どもに説明していかなければいけないんですけれども。

今、義務教育の中で、性交に関することは直接的には教えないというのが文部科学省から、通達みたいな形できているのかなと思うんですけれども。国としての方策はそういう形で、その辺が多分ちょっと、これでどこまで教えていいのかわからない。だから、積極的に性教育を取り入れようと思っている校長先生であったり、養護の先生であっても、それを自分たちの判断の中でどこまでしていいかが難しい。外部講師を呼ぶことによって、その垣根を越えたいという願いもあって、外部講師を依頼されるということも少なくないと思いますけれども、外部講師も全ての学校に毎年のように行くというような形ではなく、何年か1回、もう1回みたいな形で行く場合が多いので、あまり、全ての子どもに当たり前のように同じ形で教育がされているという状態ではないという、ですから、長野県の方角として、国は国の指針はあると思うんですけれども、そういうものをどこまで県として、垣根を越えるのか、越えないのか、その越えない範囲でどこまで、では子どもたちのために教育するかということをもうちょっと具体的に示さなければ、学校現場は教育をしるという形で県から通達されても、国からの指針もあって、その狭間でずっと悩むことになるので。そうならないように、やっぱりもう少し具体的なものを示す必要があるのではないかと思います。

○平野委員長

ありがとうございます。今の最後におっしゃった具体的なものを示さなければというのは、場合によっては、県独自の教育指針のようなものを示すべきではないかという意味でよろしいでしょうか。

○渡邊委員

そうです。

○平野委員長

このことに関連していかがでしょうか。

学校での対応ということで少しお話をお聞かせいただければと思いますが、まずは茶鍋委員、いかがでしょうか。

○茶鍋委員

今、義務の教育の中での性教育という話題がありますが、高校の場合は主に保健という教科がございまして、学習指導要領に基づいてやっておりますので、その中身については、今、お話のような中身は、当然自由に扱うことができます。高校の場合は具体的な形で、踏み込んだ形で授業の展開は可能な状況にあります。

○平野委員長

ありがとうございます。渡邊委員からのご意見の中でも、義務教育の中でというお話がありました。その点に関して、児玉委員、いかがでしょうか。

○児玉委員

今、渡邊委員のほうからもお話がありましたように、直接、性交について学習するというのは、中学3年の最終の段階で、HIVとか、そういったことにかかわってやっているという、そういう状況です。

ただ、本当に義務教育の段階の子どもたちでも、本当にその性にかかわっての知識ですとか、いろいろな情報が氾濫しておりまして、そういったものをどうやって、それについての個々の差が非常に激しい部分がありますので、一斉に学級の中でということについては、とても難しさというものも感じています。

いろいろな家庭状況ですとか、それから、これからいろいろあると思いますが、性に関する情報、インターネットですとか、いろいろなものも、それは男女差ですとか、地域差ですとか、さまざまところがあって、本当に一つの学級の中でも個々差があるということが非常に難しいところかなというふうに思っています。

それから、性に関する指導については、やはり文部科学省からの、保護者ですとか、地域とか、特に保護者の理解を得ながらという、そういったものがありますので、当然ではございますが、学校としてもこういった指導をしているということで、保護者の皆様にご理解をいただきながら進めているという、それが実情です。

○平野委員長

ほかに何かございますでしょうか。

○田口委員

今回、この資料1、資料1-2で要約していただいたものに基づきますが、ずっと資料1でもそうですし、前回の委員会でも、教育というふうになりますと、すぐ義務、義務と高等学校というふうな話、私なんかは知りませんが、発想が出てくるんですが。

私は、正直申しまして、これの結果的に整理していただいたことから何か、すごくごもつともなんです。しかしながら、現実の学校現場というのが、心はあっても、先生方、そういう悩みはあっても、現実がこのような、後悔につながるというか、それにはほど遠いのが私は現実だと思うんです。その中身は何故かという、先生方が、この子どもを守る会でそこまで言及していいかどうか、いずれにしても背景があるからちょっと言わせていただくと、あまりにも、教育そのものでない、人格教育というか、道徳教育、そういうようなところからまず、それもまだ、親御さんを巻き込んだ、地域を巻き込んだことまで学校に要望するという、今、社会風潮といいますか。先生方も家庭や地域にフィードバックしていない、自分だけで悶々として抱えてしまっている。私のいろいろな、日ごろの生活の中でちょっと感じるんですね。

ですから、ここでは、私は、そっこのほうはそっこのほうで専門で、今、両方の先生も、義務と高校とやっていたいたんですが。私は端的に言いますと、この要約の資料1-2の(4)と(5)、これが結局はポイントだと思うんです。大人を巻き込まないと、地域を巻き込まないと、民生委員、全てを巻き込まないと、この根本的なものは、確かに法規制必要という雰囲気はあっても、その地域や家庭の人たちに意識を持たせるには、もうちょっと、例えばこの委員会そのものも丁寧な、どんどん出す、外へ、そういうようなこともやっていかないと、理解してもらえないのではないかと。

私は特に青少年の更生のほうでボランティアをずっと長くやってきた経験上、結果的には家庭なんです。本当に家庭の意識で、親御さんのモラルといいますか、今はもうネットの社会ですから、もう余計にそれをカバーするにはもう到底大変なエネルギーを使わなければいけないんですが、社会全体が、では社会教育という、すぐ公民館教育みたいな、そっこのほうに発想が行政はいつてしまうんです。

そういう公民館教育という、今までのパターンでない地域の中での教育といいますか、ボランティア、そしてそれに目覚めた世代を超えたグループの協力といいますか、支援といいますか、それをルール化すると。そんなようなところに持って行くことも相まってやっていかないと、本当にこれを守るという今回の委員会のものが、どんどんひとり走りしてしまうのではないかと。教育力の、よく言われている地域での教育、家庭での教育、あえて言うのなら、育む力の弱体化といいますか、大人の成熟度が全く薄っぺらくなってしまった。そういうところにグッと焦点を絞り込んでそれぞれの機関、特に、今まで従来で行政で言っていた社会教育分野、そういう方たちやそういう機関が今までの先入観を抜いて、全部解体してみて、あり方をやっていくと。それを同時の作業にしていくことが、教育・被害者支援というテーマのほうにつながると、私は思います。

○平野委員長

ありがとうございました。田口委員のおっしゃっている家庭、地域でのこうした課題をどう解決していくかということですが、まず学校におけるこの性教育に関連して、何かご意見等はございますでしょうか。

○渡邊委員

田口委員さんのご指摘はもっともで、子どものやっぱり自尊感情を育てる方法は家庭にあつて、家庭においてそれがなされているのであれば、学校は本当に学問をするところとして本来の姿で機能できるはず、本来、それが一番望ましい形だというふうには思うんです。

では、家庭に帰って何もしていないかということ、もうそれはそうではなくて、もちろん地域も、地域の中で育成会というところが、おそらく地域には差があると思いますけれども、育成会が頑張っている地域も非常に多いと思いますし、今、PTAのほうでも家庭8か条とかという何か運動を繰り広げていて、八重の桜ではないですけども、そんな形で家庭から、家庭の力を取り戻そうという運動を保護者が一丸となってやろうという動きもあるので、私たちはそういうところと連携してやっていくと。そして、そういうものを取り戻そうというやっぱり動きが、その家庭の中から出てきているということも現実にはあるので、私たちはそういうものをまた力として、私たちも提供できるものがあれば提供して支えていかなければいけない。

ただ、本当に自尊感情を育てたり、いろいろしなくてはいけない子どもたちの家庭には、それを望めない家庭なんです。どんなに、講演会をやっても来てほしい家庭は来ない。なぜ義務教育にこだわるかということ、まだ義務教育には子どもが来ている可能性が高いからなんです。高校には全ての子どもが進学しないし、中退であったりとか、そういうような形でドロップアウトしてしまった子どもたちの、早くにそういう問題を抱えている子どもも多いですし、だから、学校現場でもうその子たちは救えないんです。

なので、義務教育の中でやっぱり、どんな家庭でいつもばらつきがある。もう先ほども児玉委員が言ったようにいろいろな家庭があるんです。それを学校の中で平均化して教育するのは非常に難しいとは思いますが、でも、だからこそ、どうしても知ってもらわなければいけないことは学校で教えなければ子どもたちに伝わらないということもあるんです。

ですから、もう学校の中でのバラエティ、個々にはまたそういうことで対応しなければいけないとは思いますが、これだけは他の社会に出る前に知ってもらいたい。それが今、必要でなくても、必ず何年後かには子どもたちに現実のものとなって、問題として降りかかるのは間違いないですよ。

だから、そのときに特に問題がない子どもたちは素通りして、こんな話を聞いたなぐらいにしか記憶に残らない。だからこそ、ある程度繰り返して、だから高校に行ってもまたもう一度聞くチャンスがあるとか、学ぶチャンスがあるということはとても大切で、そうやって何回か何回か学ぶことによって、大人になったときに、その知識が少しでも定着していればいいというのが私の願いであります。

○平野委員長

ありがとうございました。学校における性教育、特に義務教育過程での性教育、どこまでの内容をどんなふうに、どうやって伝えていくことが可能かどうかというのはなかなか、今回、この場だけですぐに、今、方向性が出せるものではないと思いますが。

改めて児玉委員、現実問題として、今、学校の中で行われているような性教育について、前回も若干お話をいただいたと思うのですが、義務教育の中では、どんな内容がされているのかどうか、それから、渡邊委員からはもう一つ、前回もお話しいただいたと思うのですが、具体的に、どのような方がどのような形でどんな内容の性教育を学校でやっていらっしゃるか、事例があるのか、そんなことをあとでお話をお聞きしたいと思います。児玉委員、いかがでしょうか。

○児玉委員

前回お話しをさせていただきましたが、本校は長野市の性教育、性にかかわる指導の指定校ということで、今、実際教えているところでございます。

前回でお話したのは1年生で、一人一人が大切な命なんだということ、それから、お母さんが生まれたときの資料を示して、受精してだんだんと子どもがお腹の中で大きくなって、そして生まれた、そのときのお母さんの苦しみだけれども、それが非常にかけがいのない命なんだということで、そういった養護教諭が具体的に受精卵からという、そういったお腹が大きくなって生まれたところをスライドを見せながら示して、そして、担任のほうで、一人一人がかけがいのない命だということで、そういった授業を行いました。

2年生では思春期の男女の違いということをこれから扱うということで、今、構想を練っているところでございますが、やはり男女の違い、それから、そこからホルモンの関係ということで、それぞれ、男女交際ですとか、いろいろそういったものに対する考え方、それぞれ男女の違いということで、2年生で行うということでやっています。

3年生では、先ほども話をしましたように、やはり社会に出ていく手前ということで、やはり性犯罪に関してですとか、またはエイズにかかわる、そういったことですか、それから具体的に性交ということを取り上げてまして、そして、本当に初歩の段階ですけども、そういったところで自分はどう生きていったらいいのかということで、高校

につなげるというところで、スライド等を参考にしながらということが、一般的ではございますが、学習をしているということでございます。

○平野委員長

ありがとうございました。児玉委員、もう一つ、すみません。その1年生、2年生、3年生それぞれでそういうことを取り組まれているということですが、教育課程上、どのように位置づけてやっていたらいいのか、保健なのか、道徳なのか、特活なのかということと、1年生も、2年生も、3年生も、養護教諭の方がやっていたらいいのか。

○児玉委員

申しわけございません。特別活動で、中心は授業をやって、学級担任と養護教諭とのTTという、チームティーチングの形で行ったり、それが中心でございます。

それから、そのあとにさらに踏み込んだ専門的な知識ということで、専門的な情報や知識ということで、地域の保健師さんに入らせていただいているということで、そういった流れでやっております。

というのは、もちろん保健体育の分野の保健という分野でも基本的な知識ということで行っていますし、自尊感情というようなところにつきましては、道徳というところで学習を、やはり、こうやって組み合わせながら、より効果的な単元の流れということで考えてやっております。

○平野委員長

ありがとうございます。先ほどの渡邊委員への質問ですが、具体的な事例をお話いただければと思います。

○渡邊委員

今、児玉委員からも具体的な話がありまして、小学校ではそんな形で、学校によっては、今、多分、指定校なので非常に全学年にわたって熱心に取り組んでいらっしゃると思って、それが全ての学校で行われていると、とても理想的だなというふうに思うんですけども。なかなかそうもいかなければ、小学校なんかでは、多分、体重測定であるとか、身長測定というときに養護の先生が、体の発育であるとか、体をどういうふうに清潔に保つかとか、インフルエンザなどがはやってくれば手を洗うとか、うがいをするというにどういう意味があるかというようなことを、多分、教えているのではないかと思うんです。

それから、私は小学校の中で、ある意味、性教育という特殊という形で授業を持つということは、そんなにたくさんなくてもいいんじゃないかなと思うのは、保健体育であるとか、道徳であるとか、例えば社会とか国語とかということの中に、もし先生たちが少し意識をすれば、男女の違いであるとか、また平等性であるとか、そういうようなことを授業の中で、やっぱり意識して組み込んでつくっていくことができると思うんです。

今、学校教育の中で新たな時間をつくるということは非常に難しいので、性教育をするようにとって、こちらの県で決めたからといって、学校に、例えば1年間で何時間とりなさいというふうにしても、学校の中でそれが融通できる時間、非常に、新たにつくるのは難しい。だから、今ある授業の中でどうやって効果的に取り入れることができるかというようなことをアドバイスできれば、そういう意味では1年生から6年生、中学1年から3年までの中で効果的に教育をできるのではないか。そのためにちょっと、やっぱり学校の先生たちにもそういう意識を持ってもらいたいというようなこと、先生に対するちょっと教育、これからなっていく学生さんたちへの、そういうところへの教育も一緒にやっていくと、今後、いいんじゃないかなというふうに提案させていただいています。

私たちのような部外者、学校関係者外から特別に行く場合には、小学校で多いのはやっぱり保護者に対する、これから思春期に向かっていく子どもたちに対してどういうふうに対応していったらいいかということで、やっぱり親御さんたちから聞くのは、自分たちに性教育、家庭ですべきだと言われて、それを自分たちのほうに返されても、自分たちも性教育は受けていないのでどうしていいのかわからないと。そういうことで、保護者の方たちに、家庭ではどのように子どもの成長を見守っていけばいいかというようなことをお話することがすごく多いんです。

子どもに対しては、ちょうど10歳になると、2分の1成人式みたいなものを行う学校や学級も少なくないので、そういうところで、10歳になったその意味であるとか、今後、もう10年の中で、どういうふうに分が変わっていくかというようなことを話すことがあります。

中学校では、私たち外部講師は特に、長野県においては、私は今まで話す内容に対して制限を受けたことはありません。ほかの県では、事前にその講演内容を完全に学校側に報告しなければ講演させてもらえないであるとか、削除されるというようなことをされるといっている医師も少なくありませんけれども、この長野県においては、私は今までそのようなことは受けたことなく、ただ、私も中学生ということには配慮して、その二次性徴がある年齢ではありますけれども、その体の変化だけではなくて、今後、自立に向けた、高校に行くということはもう義務教育から離れるということなので、自分の意思で自分の人生を生きていくということのために何が必要か、というようなことを中心にお話するようなことをして。これに関しては、学校や保護者の方からいまだかつてクレームが来たことがないので、その流れの中で、二次性徴で月経が来れば、女性は妊娠する体になるし、精通があれば男性は妊娠をさせる力ができている。でも、それは体が変化することであって、本当にあなたたちは親になる準備ができているかということをもうちょっと考えてもらいたいというようなことを、だから避妊であるとか感染症とかにも、高校でやるレベルのことにも言及してお話することもあります。

○平野委員長

詳しくご報告いただきました。ありがとうございます。何か、学校の性教育に関して。

○吉池委員

私たちワークショップを学校でやるときに、色々な内容の劇を子どもたちに見てもらいまして、その中の一つに、性暴力の劇を、実は保育園、幼稚園の3歳の子から子どもたちに伝えます。暴力に遭ったときに、「何ができるか」という選択肢を伝えていくんですが、発達段階に応じて中学、高校、大学と劇の内容が変わっていきます。

その中で、中学2年生以上にはデートレイプの劇をやります。そうすると、先生方とか、保護者の方たちの反応は、私たちが教えられないから教えてもらってよかったという反応なんです。でも私たちは1回しかやらないので、そこつなげてほしいということをお話するんです。そのところも、やっぱり大人の意識を変えなければいけないのかなというふうに思います。

それと、ある小学校で性的問題行動をとったときに、私たちCAPが入ることになったんですが、実はそのときの性的問題が起こっていたことでワークショップが中止になってしまった。その問題をずっとそのままにしておいたことで、中学3年生になって問題が大きくなってしまって、どうしようもなくなって、やっぱりワークショップをやってくださいというふうにSOSが入りました。それは保健師さんからでした。そのときの印象は、性の間違った情報にさらされてしまっている子どもたち、もう全く大人の責任だと思ったんです。だから、性教育は本当に大事だということです。たとえば「やっぱり男は欲求を抑えられない」とか、「女は嫌だと言っても本当はいいんだ」とか、そういうアダルトビデオを見ているような、そういうところからの知識をたくさん子どもたちは持っています。そこでやっぱり、そうじゃなくてというところを伝えていったんですけれども。

私たちが伝えているのは性教育ではなくて、「あなたは大切な人だよ」というところを伝えていきます。でも、割と健康的に育ってきている子は大切にしてくれというところを伝えていきます。そうだと素直に受けとってくれるんですが、さっき児玉委員が言われたように、本当にお家でつらい虐待環境下にあるお子さんたちは、「人に迷惑をかけていないじゃん、自分を傷つけるだけで何が悪いの」というふうに言います。そこは入っていかないんです。なので、性教育の知識だけではやっぱり入っていかないのだなということ、そのあとのフォロー、例えば学校でこれを教えるようになったとしても、知識だけ教えるのではなくて、やっぱり先生とのかかわりの中で、普段のかかわりの中で、自分が大切だと思えるかかわりをしてもらわない限り、いくら性教育をしても、やっぱりそれは同じかなと思っています。

それともう一つ、DV家庭の中で、性行為を見ている子どもたちはとても多いです。性暴力としての性行為です。養護施設に行くことがあるんですけれども、やっぱりその子どもたちは、経済的な困難の中でひとつの部屋でみんなと一緒に寝ています。そうすると、性行為をどうしても見ている。それが暴力的な性行為である。それが当たり前だと思ってしまう。そうすると、男の子であれば加害者になる可能性が、女の子であれば被害者になる可能性が多い。そこをやっぱり変えるためには、性教育と、それと「自分を大切にしたいんだよ」という自尊感情を高める教育が必要になっていくと思いますので、ぜひ、渡邊委員おっしゃったように、進めていただきたい。小さいころからの教育が必要、義務教育から必要になってきます。それは痛感しています。

○平野委員長

これに関連して何かご意見ありましたら、どうぞお願いいたします。

○茶鍋委員

高校での取組で、ちょっと具体的にご紹介できればと思って発言をいたします。

今、DVについてのお話ございましたけれども、高校では家庭基礎という教科がございまして、その教科書の中に青年期の愛と性というところで、性と人権、あるいは「リプロダクティブ・ヘルス・ライツ」と呼ばれる、いわゆる性と生殖に関する権利について、家庭科の授業で教えております。それにつなげて、男女共同参画時代のパートナーシップというふうに展開して行って、高校の場合は、それを教科の内容として位置づけ、生徒に授業を行っております。

それから、具体的な性的問題に関しては、保健の教科書でございますけれども、性の関心と要求と性行動の選択ということで、男女の違い、性行動には男女の違いがあるということをお話しております。それから、信頼できる性情報と性行動の選択は非常に重要であるということで、それも教科の内容として、生徒に教えています。

さらに踏み込んで、我々の時代にはあまりなかったんですが、避妊法の選択と人工妊娠中絶という項目立てがございまして、コンドーム等、使用における特徴、あるいは使用方法と留意点、あるいは副作用、さらに従来、一般的に言われているような、教科書の言葉を借りますと、性交、中絶、洗浄法、性交体位による方法を避妊法として認識している人もいますが、これらは避妊法ではないということも授業の中で取り扱っております。さらに人工妊娠中絶は女性にとって大きな負担があるということまで踏み込み、そのあと、健康生活と健康という項目立てをして、その中でもドメスティックバイオレンスについて、授業で教えております。

家庭科におきましては、ドメスティックバイオレンスについては、いわゆる単なる暴力だけではなくて、経済的な一方的な債務、例えば、デート費用の支払を強要したり、無理に物を買わせたりする経済的強要もDVに入ること、単に実際の性的暴力のほかに、さまざまな精神的暴力も含めてこれをDVだということも、2年生の段階で

教えております。

また講演会などでは、これを実際に演劇のような形で、生徒の前で示して、これはDVなんだよということも、行っております。これは本校だけではなくて、いろいろな高校でも行われていると思います。

○平野委員長

ありがとうございました。

○川俣委員

スクールカウンセラーで学校に訪問している関係で、養護の先生とのつき合いがありますが、最近、小学校でもいいなと思った性教育のお話をちょっとさせていただきたいと思います。

小学校1年生から学年に応じた適切な絵本というのが出ておりまして、それを親子読書という形で貸し出して、全部のお母さんたちに感想とかを返してもらって、アンケートで、養護教諭がまとめたものを見せていただいたんですが。性教育は、今、渡邊先生もおっしゃったように、どうしていいかわからないというような人がたくさん多くて、でも絵本と一緒に読むということを通して、そういう話題を割りとしやすくよかったという声がたくさん挙がっていて、高学年になってくると、やっぱり男の子がお父さんと一緒に読んだりして、それを読んだ日から一緒にお風呂に、その日は入ったとか、自然に話題になって、家庭の中で自然に性のことを口にできる、話題にできるようになったという父兄の声がたくさん寄せられました。こういうのっていいなというふうに、やっぱり田口委員もおっしゃっていましたが、家庭と学校と連携してやっていくには、そんな方法もすごくいいなというふうに思いました。

あとは養護教諭の先生の悩みとしては、いつも保健体育の先生、男性の先生がおられますけれども、中学の場合は、保健体育の先生が授業をされる場合と養護教諭がやる場合とあるらしいんですけれども。やはり、今、うまくとてもいっている学校と、何かお互い遠慮し合って、どこまで養護教諭が口を出していいのかと、さまざまな学校があるようです。以上です。

○平野委員長

ありがとうございました。太田委員、いかがでしょうか。

○太田委員

養護の先生たちがすごく苦勞して積み重ねていることは、私も知り合いなんかからいろいろ聞かれますけれども。

私、ずっとこの席に座っていて思うんですけれども、この会の性格というのがどうしてもよくわからなくて、実態が出てきますよね、それで何をすればいいんでしょうか。法規制についてのほうは、専門委員の方たちが一生懸命、方向を出されているので、また話し合う機会があると思うんですが。この教育に対する支援とか、性教育の中身について、この委員会では何をどういう形にしていけばいいんだろうということもすごく思うんです。

だから本当に、私もここへいろいろ書いたけれども、本当はよく知らなくて現場のことを、養教の先生が一番、例えば何か察知したときに、担任の先生が駆け込んでくるのは養教の先生のところへ相談にまず来ますよね。それから管理職の先生に行くルートは、必ず養教を通るし、それから、保健室に何となく来る子たちも、この中で被害を受けた子たちを見つける力も、やっぱり学校の中では一番、養教の先生だと思うんです。

そういう意味で、質問にも出ていたんですけれども、現場の様子を一番知っている人がここにいないということも、確かに、この会の弱点なんじゃないかと。せっかく子どもの性被害から守ると言いながら、ちょっとこの委員会の弱点なんじゃないかと思えます。本当にどこへ落とししていくことで、今、この話をしているかということ、ちょっとよくわからないので、質問いたしました。

○平野委員長

ご質問に対する、事務局のほうで回答、ありますか。今のことに関連して、事務局のほうで、説明することはありますでしょうか。

○事務局

資料1-3の一番最初のほうにお答えというような形で記載をさせていただいたんですが。

一番最初の専門委員会、第1回の際に私のほうでお話を申し上げたんですが、必要な方、お話を聞きたい方については、お寄せいただければおいでいただいて、この場でご説明をいただく、必要な資料があれば事務局としてはご提供させていただくということで、ですから、養護学校の先生、特に現場のそういったことに精通した先生がいらっしゃるという情報をお持ちでしたら、では、こちらのほうへおいでになってお話を聞きたいというお話を事前にいただければ、私どもとしてはご出席いただけるように準備をいたします。

この場ということなんですが、当初、いわゆる4つのテーマを設定させていただいて、そのテーマに沿って、それぞれの分野の専門の方に今回はお集まりいただいていますので、実際に活動されている方から、では今の課題、では学校教育における性教育の課題は何なんだと、それをどう直していけば子どもたちの性被害というのを防げるのではないかという、その部分をご披露いただいて、具体的に、こういったことをやはり学校の性教育でやっていくべきではないかというご提言をまとめていただければ大変ありがたいというふうに考えております。

○平野委員長

ありがとうございました。今回、ここの教育に関する具体的な方策の中で、大学でのというのが書いてありますので、教員養成をやっている教育学部に勤めておりますので。

現在、大学、特に教員養成の中で性教育に関連して、どんなところで扱っているのかというのは、一つは中学校、高等学校の保健体育の教員養成をやっておりますので、その中で学校保健を必ず扱いますから、学校保健の中で一部取り扱っています。それから、教職科目でも例えば発達心理学であるとか教育心理学、さらには学校カウンセリングや教育相談の授業もあります。そして、生徒指導の授業がありますので、そういう中で性教育については取り扱ってはいます。あとは道徳、あるいは特別活動の指導法に関するような授業の中でも取り入れております。

渡邊委員からもご指摘いただいたように、大学のカリキュラムの中も、各小学校、中学校、高等学校は現在、相当カリキュラムが厳しくなっているのと同じように、大変複雑で、かなり数が多いものになってますから、具体的に何か性教育という項目だけを扱うような授業ということは、私、やっぱり難しいと思っています。

ただ一方で、小学校、中学校の現場もそうですが、先ほどのご意見の中では、いろいろな教科の中でうまく取り入れられればというご意見あったのですが、理想としてはそうだと思うのですが、なかなかそういうものだと、今度は何もなされないというようなことが現実としてはあると私自身は思っております。むしろもっと具体的に、学校の中ではどういう方たちがどんな内容を、どれくらいの学年の子どもたちにどんなふうに教えていくのか。先ほどのワークショップであったり、幾つか具体的なご提案をいただければと思います。

何かこのことに関連して、まだご発言いただけていない方、あるいは、具体的なということを申し上げましたが、ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○藤森委員

性教育に関しては、基本的には予防対策ということが前提になると思うんです。それで、発達段階も、先ほど話にあった、絵本なんかを通じてやっていくということになれば、幼稚園とか、本当に低学年のお子さんにも被害に、未就学児の方も被害に遭ったときに、その「いいタッチわるいタッチ」とかという本を読み聞かせておくと、「お母さん、こんなことをされたよ」というふうに逃げてこられるというようなことで。予防教育という意味では、一つマニュアル化された何か教材のようなものをきちんとつくって、教育現場、または子どもたちがそういうふうに集まれる場所で研究していくということがあります。

もう一つは、実際、何か起きたときに、緊急にちゃんと介入できるかどうかということ、そして、そのあとケアができるかということ、この3つが組み合わせて初めて一つの動きになっていくと思います。

教育というのは、やっぱり一方的にしているだけだと本当に定着しているのかということで、100人いて、本当に被害に遭うのは、では何人なんだというエビデンスを求められても困るので、そうじゃなくて、そういう考え方であるとか、そういうことをしてはいけないということを教えるんですけども、実際には起きてしまう。それは子どもたちだけではないし、加害者が大人である場合もあるし、加害者が教員であることもあるということを考えていったときに、どういうふうに自分が、では予防、自分の身を守ったり、友だちの身を守って、何か起きたときにということがあるので。そこは多分、学校はすごく弱いんです。先ほど言ったように、日本の教育が、ふと気づいてくれたとか何か、そのぐらいしかほとんど駆け込み寺はないような状況であるというのは、学校現場としてはちょっと弱いだろうなというふうに思いました。もっとほかにたくさん駆け込み寺をつくっておく必要性はあるなということを思います。

そこは言いかえると、もしそれを性教育ということで言うのであれば、学校現場だけにと、地域というふうに言ってくださったんですけども、実際にどういう、何か仕組みをつくれるかということが、おそらく長野県が取り組むべきことだろうと思うんです。それはちょっと簡単にできることではないと思うので、どういう仕掛けをつくっていくかという、他県でどういう動きをしているかということも一つの参考にはなると思うんですけども。

具体的に、本当ところがしていくというか、動かして機能的に物事に、子どもたちを守っていくところは、そこを議論する。ここでできるものなのかがちょっとわからないですけども、考えていただければなと思いました。

○平野委員長

ありがとうございました。

○田口委員

具体的な一つのあれとして、今、ちょっと学校機関での教育ということに今まで展開してきました。

そこで、私のさっきの話の中につけ加えますと、今、働くお母さんたち、留守家庭というものの対策というのも、対応というのも地域のほうでそれぞれ、学校もそうですが、やっているんです。福祉のほうの関係と教育の分野から留守家庭対策、留守児童対策、お母さん方が、お母さんもお父さんもそうですが、勤めていて保育園、幼稚園に預けて、そして延長保育を頼んでいる。あんなようなところが、私は意外とすき間的に、場所によっては、自治体によっては、子どもプラザとかかといってやっているんですが。ただ、そこが今まで、あえていうならば、おざなりといいですか、おやつをやって、放課後、お母さん、お父さんが迎えに来るまでの間、とにかく安全で、それまで遊んでいたらいという感覚なんです。

そこら辺のツールを使いながら、あえて教育というのなら、地域の中で、保育士さん以外でも、時間外はまた違う大人の方が担当したりやっていると、柔軟な形で、預かるという形の中から教育といいますか、気がつかせるという

んですか、そんなことも、一つの具体的な営みとしては切り口があるのではないかと。実際やっていますし、ただ、これから守るという観点ではだめです、なかったと思います。

○渡邊委員

具体的にそれぞれの場所で何をするのか、絵本を使うだとか、何を使うかというのは、それぞれのところで具体的に考えてやるべきことであって。私はここで話し合うべきことは、そうではなくて、この子どもを守るという、そういうこの委員会を立ち上げて、今は条例を、46都道府県が持っている条例を長野県につくるか、つくらないかということの一つの、そのテーマを一つのきっかけとして、長野県として、子どもを守るためにどのような姿勢を示すかということが最も重要だというふうに思うんです。

ですから、ここでチーム、学校一つ一つが何をやるかというのは、またそれは教育委員会であるとか、それぞれの部署にまた具体的な案を出してもらったり、学校現場からも出してもらったりしてつくっていくべきことであって、私たちは、最も重要なものは、長野県としてその子どもを守るためには、条例だけではなく、条例は決まるかもしれないし、決まらないかもしれない。でも、どっちにしても、子どもを守るために、その予防であるための性教育である教育の予防の分野と、被害者が出たときに、それをケアし守る分野、この二輪のものを今後、具体的に必ず形にしていきたいと思いますということを県民全員に示すということが、私はこの会の最も重要なところで、さらにほかの県にはない姿勢だと思うんです。

私は、こういうことを長野県がしているというふうに言ったら、そのようなことをしている県はほかに聞かない。だから、ただ非常にこれは、そういうちょっと特殊な分野であるけれども、非常に注目されて、これが県としての姿勢として示されるか、示されないかはとても、日本にとって大変に重く大きいことではないかというふうに思います。

○平野委員長

今、渡邊委員のご意見にまったく反論することはありません。

ただ、その具体的な形にしていきますという宣言をするためには、幾つかの事例であったりとか、有効な方法について専門的な知見からご意見をいただくということ、これもまた大切なことであり、そういうことをもとに、また県で対策を考えていただけたと思いますので。最も中心は、子どもを性被害から守るためにはどうすればいいかという視点で、どうぞご議論をいただければと思います。

○吉池委員

先ほど田口委員がおっしゃったんですが、実は私、児童クラブで昨年まで働いていました。やっぱりおっしゃったように、子どもたち、そこで割に伸び伸びしているんです。だから、そこが子どもたちのケアができる、親でもない先生でもない、別の大人がいる一つの場所であるなというのを痛感しています。

ただ、そこが安全であればそれでいいというだけの意識でやっていらっしゃるといのが多い。そうではなくて、やっぱりそこで子どもたちが弱音をはけて相談できる、相談していいという雰囲気にするためには何が必要かという、やはり人なんです。

ここでケアできますよという施設をつくっても、やはりそこに人が必要で、人を育てることをしない限り、やはりできました、つくりましたというだけになってしまうので、どんなふうな考えでそこを運営していくかとか、そこをつくっていくかということや、人が大事というところが抜け落ちると、違うようになってしまわないかというふうに思います。

○平野委員長

ありがとうございます。もう内容も、最初、私のご意見をいただくと申し上げた、学校における性教育ということから、家庭教育や社会教育の問題にも触れていただきましたし、被害者支援のことについても触れていただいていますので、あわせて、今度は被害者支援に関する具体的な方策についても幾つかご議論いただきたいと思います。

これも資料1の4・5・6ページにわたってご意見を賜っておりますが、何かこれに関連してご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。ワンストップセンターに関して何かご意見、ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。ワンストップセンターは具体的な例が出ていたので、ここで申し上げましたが、性被害、被害者支援に関連して、何かご意見がありましたらどうぞ遠慮なくお話しください。

○川俣委員

数的にたくさんあるかと言われると、そうじゃないかもしれないんですけども、スクールカウンセラーが必ず学校の中に、幾つかそういった性の被害があります。それはいじめに関係してだとか、またいろいろなものが絡んでいるんですけども。

対応の段階になりますと、先生方、とても苦労しているんですが、私の感じでは、問題が起こってしまった。それに対してやっぱり何かを、加害者に対しての指導と、その被害者への扱いというのが、とてもパニック状態になってしまっている。保護者の気持ちもありますので、そのときにやっぱり何か、ここに司法面接のところに出てきますが、学校の中で全て処理しようとしてしまうと、やっぱり誘導尋問的な話をしてしまうというのがまたいけないし、役割として、学校がどこまで、その問題を担い、あとは違う機関に任せるかというときに、何も、いろいろ学校によって全く違う。その校長先生、教頭先生のお考えによっても全く対応がみんな違いますので。そこで私はいつも相談さ

れるんですけども、これはとても整理しなければいけない問題だし、きちんとやっぱり、そういう意味で、対応を考えていかないと、先生方も大変だなというふうにとっても思っています。

○平野委員長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

○渡邊委員

たびたびすみません。今、ワンストップセンターというのがあるのは非常に、大きな都市における大きなワンストップセンターで、そこに、その県のものが集約されるような形で、医師も24時間、複数の医者が常駐していたりとか、そういうものなんですけれども。

なかなか、長野県は非常に広いので、例えばそれを長野市につくるのか、松本につくるのかという、どちらにつくっても、やっぱり県を網羅することは難しいですね。でも、性犯罪の被害というのは、どこの地域でもどんな田舎でも起こるんですね。

でも、今は起きて、被害者によって警察に駆け込む人もいれば、病院に来る人もいれば、その辺もあまり一本化されていなくて、被害者の方がどこへ行くかはそれは一本化されてなくてもいいんですけれども。要するにまずはどこかへ訴えたときに、そこから全てが、その被害者の人があっちこっちを転々とするのではなくて、病院に来たら、病院の医者が、わかりました、ではそういうことであれば、関係者を呼んであなたをケアしますと言えればいいと思うし、警察に駆け込んだら、わかりました、あなたを事情聴取するとともに、あなたも身体的なけがであるとか、そういうものと、あと心のケアといろいろなことができますから相談してくださいということが言えれば、とても被害者の方は救われると思います。

訴えてくれる被害者の方はほんの、もう本当に氷山の一角なんです。どれだけたくさん被害者がいるか、だれも把握していないんです。ですから、そういう被害者の人たちが、やっぱり行ってみよう、訴えてみよう、やっぱり自分のことを話してみようと思えるやっぱり場所がなければ、それにはやはりここがやりますということを、それぞれの地域が持っていないといけないのではないかと思って。

それで、私の提案としては、基本は被害に遭った場合には、一番は、その身体的なものとか、そういうものがどの程度かということ、一刻も早く診察をしないと証拠も残らないし、証拠が残らなければ、結局、警察に言っても、その後、同意はできないということもあって、やっぱり病院がかかわるということはとても重要だし、病院がかかわるということにしないと、やっぱり産婦人科の医者とか小児科の医者も、子どもの場合、小児科の医者もそうなんですけれども、やっぱり虐待であるとか、性犯罪被害者をやったり診察した経験が非常に、私ですらもあまりないので、自信を持って診察できる医者がほとんどいないんです。なので、結局、来られても自分は診られないからという形でお断りして、患者さんが結局、病院を転々としていくというような現状で長野県はあるので、それを何とかしなければいけないので。

そういう形で、やっぱり医者もこういう方たちを助けるために訓練しなければいけないというのは、日本産婦人科医会のほうから、医者はちゃんとそういうことを診察するようにしなさいという通達が来ているので、やらなければいけないことにはなっているんです。だから、それを現実的にやれるようにするには、それぞれの場所でやっぱり研修をするなり、やっぱり勉強会をするなりして訓練しなくてはいけない。そういうことの訓練を医者もやる、警察もやる、心理士さんもやるという形で、司法面接官も、長野県は非常に積極的に司法面接官を育てている県であるので、そういう人たちが複数出てくれば、それでは、その中でチームをつくって、そしてなるべく多くの地域でそれに対応できるようなものを構築していくということが重要だと思います。

○平野委員長

大変具体的な、むしろ訓練、トレーニングまで含めて、ご提案ありがとうございました。

○田口委員

この資料1の5ページにあります、私、この課題の中の具体的な方策のB、これに、私はなるほどと思ひまして、ただ警察・児童相談所・行政・臨床心理士・弁護士・医師等、教育委員会、例えば保健福祉事務所、あそこにもそういう機能もありますし、保健師さん等々、それからそこに加えて地域にいる人材ネットワーク、ここで、私はこの発想の中に、大学生のボランティアといいますか、今、大学生が、例えばUターンのとときとか学校現場で教員になるときに、教員に、強制がありますね、ある期間。そんなようなときとリンクさせる、教育委員会と連携してやっていく、そういうところから人材をつくりながら講師もするという、そういうシステムが今回、こんなようなことから制度化できれば、とてもいいのではないかと、そんな思いがしたんですが、そういうレベルに持って行くと、そういうことです。

○平野委員長

ありがとうございました。

○吉池委員

このいただいた資料、前もっての資料の子どもの育ちを支える仕組みを考える委員会の最終取りまとめのところに、

第三者機関の設置というのがあるのですが、これは「県は虐待・体罰、いじめを初めとするさまざまな、58ページです。さまざまな人権侵害から子どもを救済し、相談できるしくみを構築するとともに」と書いてあります。

こういうものがもしできるとしたら、ここに書かれてあるのは、ここに相談するといろいろなところにつないでもらえるんですが、そこはやはり地域が広いので、地域ネットワークの推進と、その上に書いてありますけれども、地域ごとに具体的に顔を見て対応できる方をそこに配置して、実際にそこで動いていただくとなっているんです。それがこの性暴力、性被害に遭った子ども人も、ここに行くことができるのではないかと、あちこちにつくるのではなくて、一つのところでやっていけるのではないかと思います。

それから、司法面接はどのくらい普及していますかというのを質問したのですが、こんなに、私、していらっしゃるとは思いませんでした。なぜかという、昨年秋に被害に遭った高校性が、警察で何度も何度も取り調べを受けて、とてもつらい思いをして、二度と行かない。もし性犯罪に遭っても二度と警察には行かないというふうに、とてもつらかったと、今でもとてもつらい思いをしているんですけれども。そういう子がいたので、こんなに司法面接ができる方がいらっしゃるとは思っていませんでした。たまたまその子は運が悪かったということなんでしょうか。それとも生かされていないのでしょうか。でも、これをやってくさっているのはとてもありがたいと思います。

それから、そういう子、いろいろな、今のワンストップセンターなり、地域のセンターをつくっても、そこに相談に行こうと思えない限り、いくらこういうものをつくってもだめで、いくらそこにいい人がいても、相談を受けるといふに言ったとしても、相談に行こうというふうに子どもが思えないと、やっぱり何もならないんです。なので、やっぱり相談してみようというふうに思える、相談する力をつけるということが大事なかなと思います。

それと、具体的方策、資料1の5ページのところに書かせていただいているんですが、性被害に遭ったことを訴えることが当たり前でできる社会をめざすというふうに書かせていただきました。その中に「性被害者に対する偏見をなくす」というところ、ここに、例えば加害者が被害者を襲った理由とはというふうに書いてあります。これは大阪のほうのケースで、大阪府警でしたか、警察庁でしたか、性犯罪者にアンケートをとった結果がこれだったそうです。2000年なんですけれども、大分前ですが、おとなしそうだから襲ったというのが48%、警察に届けられないだろうと思うから襲ったというのが45%、派手な格好をしていたからとかというのは5%だけだったというところで。

やはり、こういうことを知っていれば、性被害に遭った子ども偏見を受けずに訴えとかはできるんじゃないかと思えます。そのあたりもやっていくべきかなと、被害者支援としてやっていくべきかなというふう思うところです。

○平野委員長

ありがとうございます。最初のほうにお話いただいたのは、我々のほうの資料としていただいた、子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会の最終取りまとめの報告書、58ページの「第三者機関の設置」という提言があって、そういうものがあればという、今回、ここで話いただいている部分ですが、それらに関連して、事務局のほうで何かありましたらお願いいたします。

○事務局

子ども支援センターを設置するということなんです、内容についてはまだ決まっておられませんので、こども・家庭課さんのほうでそれは所管されていますが、今後、どういう対処をしていくのかというような議論、それから国のほうで、いじめの関係で、都道府県のほうも協議会をつくれというような法律が制定されておまして、そちらのほうの協議会の役割として、いわゆるいじめ等の相談対象というような、支援センターといわゆるかぶってくるような形になりますので、多分、そこら辺の調整もこれからやっていくような、今、段階です。

それから、司法面接なんですが、ちょっと正確性を期すために話をしておいたほうがいいのかと思うんですが、あくまで研修をした方が60人いらっしゃいますということで、システムとして機能しているということではありませんので。ですから、研修をし、多分、それから、まだ一回練習すればできるという、多分、そんなに専門性の低いものではないと思いますので、このいろいろな研修を重ねる中で、例えば場所としても、弁護士会がやはり言われているのは子どもが安心して、そういう小面接を受けられるような環境設定、そういったものもあるかどうかということもありますので、すぐこれが今、機能しているというものではないと。とりあえずのところの確認として、60名の方が研修を終了しましたということ、これもこども・家庭課さんのほうですが、確認をさせていただきました。

○平野委員長

ありがとうございます。被害者支援に関連して、何かほかのカテゴリでもかまいません、ご意見がありましたらお願いいたします。

○藤森委員

被害者支援にかかわって、学校現場でいうと、実は文部科学省のいじめホットLINEみたいなものは現在も生きていて、各都道府県で24時間、夜も電話は受け付けているはずなんです。ですから、それがいじめというものが全面に出ているので、いじめ以外は電話してはいけないんだみたいに思っているとしたら、すごく資源としてはもったいないということで、もう少し広く保護者の方や子どもたちに、よく子どもたちにカードみたいなものを渡して、いじめがあったらここへお電話してねみたいなものを渡しているんですけれども。そこにいじめだけではなくて、そういう問題もここに相談していいんだよということがアピールできると、もう、すぐ、人は配置されているし、予算もつい

ているので、すぐ動けるということがあると思います。

あと、これは静岡県が持っている公的な、よく女子トイレなんかは、今、DV被害の人たち、こういう名刺カードがあって、何かご相談というのがよく、最近は男子トイレに置かれているんですけども、ゆっくりするところというのはなかなかないのでというので、こういうトイレの個室とか、手を洗うところに置いておいて、妊娠SOSというのがあって、要するに望まない妊娠をしているかもしれない人が電話相談できるというカードも静岡県なんかはつくって、いろいろなところに置いてあるんです。

子どもたちが、もしかしたら、私、生理が1カ月ない、2カ月ないといったときに、こういうものを手に入れられるような仕組みも、そんなに予算もかからずすぐにできるものがあるので、条例を待つのではなくて、取りかかれるものがあれば、既存の精神保健活動であるとか、教育活動の中でもう動き始めることはできるのではないかと思います。以上です。

○平野委員長

ありがとうございました。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今回、この被害者支援に関連して、全体的なことでもかまいません、何かご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

○藤森委員

先ほども人づくりということをやってくださいましたし、渡邊先生からも、専門家でもなかなかその分野を診なさいと言われると躊躇してしまうというような、それは臨床心理士もそうなんです。性被害に関してはちょっと苦手だというような人たちは結構いて、そういう人たちは、やっぱりプロの段階でも底上げが必要ですし、一般の学校の教員とか保護者になると、もう、もっともっとこの性の問題に直面化したときの躊躇の仕方とか、ましてや、わが子が被害に遭ったときというのは、もうとても混乱されるということがあるので、やっぱり、そここのところの柱になる、支える人たちの、まずは底上げ、専門家といわれている人たちの底上げが非常に重要になってくると思います。法的な考え方ができる方、医学的な考え方ができる方、社会福祉的な考え方ができる方、教育的な考え方ができる方、心理学的な考え方ができる方、それぞれの方たちが顔を合わせて、こういう人たちが長野県にはいるんだと、まず一緒に動いてみましょうかということをつくっていくということが、多分、勉強会のスタートになっていくのではないかと思います。

○平野委員長

ありがとうございました。先ほど太田委員から、今回、前回もそうですが、特にこの教育・被害者支援に関して、最後、どのようななんなところに、方向に行くべきなのかということが疑問だというお話もありました。そして、養護教諭の方のお話なんかも、ぜひ伺ったらどうかというようなご意見がありました。

それから、今、藤森委員からは、さまざまな専門的な方が結集することが重要だということがありましたが、一応、前回の委員会で申し上げたとおり、1回やった2回やったから、これで終了ということをしたくないと思っていますが、皆様方のご意向として、何かそういう専門的な方をお招きしたいとか、また、これ日程調整はしなくてはいけないのですが、教育・被害者支援の問題に関しても、もう少しというような意見やご意見も伺うべきとお考えでしょうか。特に領いていただいている方のほうが多いようですので、もう少し、この教育・被害者支援については、それぞれの現場で何か担当いただいている方などに報告をいただくような場を設けさせていただければと思っています。その辺は事務局のほうと相談をさせていただきたいと思います。

○事務局

是非、どんな方がいらっしゃるかという情報をください。それは、多分、私どもでは無理ですし、教育委員会も多分、お持ちになっているかなという感じですので。ですから、そのときお一人に限らず、二人でもいいと思いますし、やはり現場でこういうことがあって、こうしてほしいというものを具体的にお話ができるようなご経験とか、お話しいただく方をぜひご推薦いただければと思います。

○平野委員長

ここで誰々というのはなかなか難しいと思いますので、この会議が終わりまして、あるいは事務局のほうから、次回以降の予定を各委員に聞いてもらう際に、是非、今の件について、具体的な方をご推薦いただいて、もう少しこれについては議論を深めるということで進めてまいりたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。ありがとうございました。これについては、次回以降、もう一度取り扱って、方向性等について、いろいろご意見を伺いながら進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、15時05分まで休憩を入れたいと思いますので、もう1時間半ですので、短い時間ですが、15時05分まで休憩を入れたいと思います。よろしくお願ひします。

(休憩後)

○平野委員長

それでは再開をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

会議事項(2)に入る前に、資料1-3をもう一度、ご覧いただきたいと思うのですが、2つ目のクエスチョンで、プライバシー、デリケートな問題に対する守秘義務のことについてご質問いただきました。

ここに書かれておりますとおり、事務局の回答ではあります、私自身も委員会の判断で非公開ということもできますので、何かそうした観念等ありましたら、事前にお話をいただひおきたいと思えますので、どうぞ遠慮なく、そうした観念について話をしたい、あるいは、こういう情報交換をしたいということについては、お申し出をいただければと思えますので、よろしくお願ひいたします。

(2) 法規制に関する検討について

・第2回法規制検討ワーキンググループの報告

○平野委員長

それでは、次に会議事項(2)になります。法規制の検討について、法規制検討ワーキンググループの安部座長からご報告をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○安部副委員長(法規制ワーキンググループ座長)

皆さん、こんにちは。資料2として事前配付されたものがござひますが、まず、そちらのほうをご覧いただきたいと思えます。

第2回目の法規制検討ワーキンググループの会合ですが、8月23日に、午後2時半から長野県東京事務所において行われました。

検討課題であります、前回の専門委員会、第2回の専門委員会の席上で確定したといひますか、依頼を受けた淫行問題に対する抜本的対応、どうあるべきか、及び深夜の連れ回し等について、どのように考えていくべきか、この2点について検討するということが第2回目のワーキンググループの課題でありました。

事務局のほうからも、これまでの長野県弁護士会の批判点といひますか、淫行に対応する、法的対応としてこういう問題があるのではないかと、県弁護士会のほうからも意見書が出ておりますし、それから、メディア各機関からも、こういう疑問点があるのではないかと、県弁護士会からも指示されていることがあります。それから、学界等におきましても批判的な論点といひものも幾つか出されておきまして、学界等の疑問点に関しては、私のほうの座長メモという形でつけさせていただきましたが、これは、どなたがどういふことを言っているといふ話ではなくて、これまで文献等にあらわれてきたものを整理した上で、私がこの問題に関して批判をするといふ立場に立ったならば、どういふポイントを挙げていくのかといふことで、9項目示したものを付けておきます。こうした材料を検討課題といたしまして、淫行についての議論をするといふことで、ワーキンググループの作業を行ったわけでありました。

細かいその検討の推移といひますか、流れにつきましましては、今日、配付させていただきましたが、資料2-5です。2-5に議論整理といふ冊子のような形で綴じられているものがあります。19ページものになりますが、これは、速記録をそのまま載せているといふようなもの、近いものでありますので、やや文脈等、読みにくい部分もあるかもしれませんが、かなり話がフランクに進んでいる状況が読み取れるのではないかと、いふふうに思ひます。包み隠さず、どういふ話が展開されたかといふこと、それを追っていただければおわかりいただけるかと思ひます。後ほど、必要に応じて少し引用させていただく部分もあるかもしれませんが、ご参考いただければと思ひます。

この検討を始める前に、実は今日、資料2-4として、座長メモといふ話でありますけれども、本日、お配りされているものです。これは、最初の検討に先だって私のほうからの問題提起をしたいといふ形で、これらの話をさせていただくけれどもよろしいかといふことで、ワーキンググループの合意を得ておきますので、申し上げたいと思ひますが、ワーキンググループの検討作業にかかわる基本的視座の確認といふことであります。

これは、これまでの時間の中で、委員の方々からご検討いただいたことで、かなり尽きている部分も正直あるかなといふふうに思ひますけれども、これも、これからそういう視点がさらに進められていくといふふうに私もみておきますが、まず、やはりワーキンググループは、法的対応をどうするのかといふことに、絞り込んだ形で検討をすることになっておきますので、こういうことはちょっと逸脱的な話になるのかもしれませんが、まずは、この問題を考える上での前提として、そこにいくつか書かせていただひしております。

まず1番目でありまして、大人による性被害を受けた子どもを保護し、医療的、あるいは精神医療的な福祉的ケアを促進・支援するため、最良の対応を考えることがまずもって重要な問題であると。また、将来、子どもの性被害を防止するために、子どもに向けた性被害防止教育を種々の場面で向上させることもより重要であるといふ意味で、福祉的支援と教育的・地域的視点の重要性、これを当然、念頭に置かなければいけないといふことであります。

2番目には、したがって、仮に条例を何らかの形で整理するにしても、その条例の目的といふのは、あくまでも被害を受けた子どものケアにあるといふこと、及び子どもが自尊感情を失うことなく、性被害を受けることなく、成長発達するための教育を促進させる点を中心に据えて、子どもにかかわる諸機関・団体・親・県民等が果たすべき役割、あるいは責務、連携、支援等を明記して、県民全体で被害防止に取り組む姿勢を示すことにあるんだといふことが、ワーキンググループでも確認をされたといふことであります。

もちろん、それは子どもに向けて何らかの規範といひますか、法的レベルとして、その性行動のあり方をめぐって、性モラル、道徳的な指針を示すといふことではあります。ただ、しかし大人に対しては、子どもの性を商業的に搾取することはもちろんのこと、性的好奇心から子どもを単に道具として扱うような性行為、性交、性交類似行為及び

わいせつ行為を、たとえ子どもの任意な意思による場合であっても、大人が子どもに行ってはならない規範として、高く掲げる必要はあるのではないかという視点に進むわけです。

そして4番目ではありますが、大人への行動規範を、ではどのようにして向上していくかということが問題になりますけれども、専門委員会の検討課題は、これがポイントということになるわけですが、これについて、それは道徳として各大人個人の内面の問題であるから、法が関与する問題ではないのではないかと、こういう考え方も他方にはあるかと思えます。しかし、子どもの性被害の現状から見れば、大人に向けた規範の確立は必要であって、むしろ法的対応の及ぶもの、すなわち、これを禁止し、規制、何らかの規制をするということ、これを明確に示すことによって大人への規範、つまり子どもを性の対象として扱ってはならないということを提示する、あるいは明示する、こういう必要があるのではないかと。いわゆる道徳のレベルの問題から法的問題へと向上させる必要があるのではないかと、これが基本的な視座ということでもあります。

これを確認の上で、5番目、6番目と進めていくという、そういう流れになるわけではありますが、実際のところ、実は6番のところは、この専門委員会の皆さん方のご意見を、またお聞きした上で具体的な検討に入ろうという話でありまして、5番目のところは、これまで、とりわけ県弁護士会のほうから示されているような批判点です、こういう批判点に対して、どういう回答ができるのかということを中心にして、その辺の議論をしましょうということにいたしました。

5番目のところを読ませていただきますと、問題は公権力の私事への介入とする批判であるとか、規定の不明確性から生じる不適切な適用、これは法律の世界では、罪刑法定主義や憲法31条に違反するという、デュープロセス適正手続、明確性の原則と、こういった原理に反するのではないかということでありまして、すなわち、これが法の濫用という流れをつくってしまう、濫用への懸念があるということでありまして、法的対応を検討するにしても、こうした点を踏まえて、種々の批判に対して丁寧な回答を示していかなければならないのではないかと、特に前回のワーキンググループでは、この5番目のところについて夕刻近くまで論議したわけがあります。

6番目のところは、では具体的に、法的対応を考えていきましょうということになったときに、ではどういう対応が、対応といいますか、具体的な規定の置き方ができるのかと、どういう定義をしていけばいいのかと。それから、具体的な刑事規制というものは必要であるということになれば、刑罰の内容と量、それからその行為主体、今、私は漠然と大人という言い方をしていますけれども、大人に限定するものなのか、あるいは、大人の中でも特定の大人という形にすべきなのか、あるいは適用除外規定を置くことが必要なかどうか、細かいところでやや技術的な問題もありますけれども、検討すべき点は多々あるわけがあります。

ただ、今回もワーキンググループの中では、この6番目のところが、この専門委員会での議論を踏まえてということで、ペンディング（保留）にしてあるということをご承知おきいただきたいと思えます。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、そういった確認の上で、まずは弁護士会、それからメディア、それから私のほうからいくつか整理させていただいた批判点、これらについて、その内容の検討をしたということでありまして、これを一つずつやっていきますと時間も当然ありませんので、今回、ここではお配りしてある資料2-2、本日お配りして配付されております資料2-2に基づいて説明をさせていただきたいと思えます。

こちらのほうは、特にメディア、それから県弁護士会、それから専門委員会の中でも、前回いくつか疑問点が示されておりますので、それらを一つのテーマに括った上で検討していこうということで、本日はその検討をこの専門委員会の場でお願いをしたいということでもあります。

まずは、指摘内容というところで、構成要件が曖昧であると、各自治体の条例ですでに規制されているところの、淫らな性行為、あるいは不純な性行為、あるいは淫行と単純に言われているものがありますが、こういう規定の仕方で実際に、今、統制をされている事案が多々あるわけです。この構成要件そのものが、何をもちて淫らというのか、何をもちて淫行とするのかということところが不明確ではないか。従って、捜査機関の恣意、勝手気ままに当事者の性関係に関与する可能性が生まれるのではないかと。とりわけ、その若い人たちの性行為に対して、公的な機関が介入すると、真摯な恋愛であっても、介入する可能性がなきにしもあらずと。そうなりますと、やはり、法としては大きな問題性を抱えてしまうということになるわけですが、その点、どうなんだろうかということが県弁護士会の、当然、この点を批判点の第一ポイントにあげているわけでありまして、多くの、法律家の方であれば、大概このあたりの問題がまず最初に論じられるというふうになってくると思えます。

これに対しては、ワーキンググループでの議論でありますけれども、すでに昭和60年10月23日付の最高裁の大法廷判決がございます。これは福岡県の青少年条例に反して26歳の男性が、16歳でしたか、その子どもに対して淫らな性行為をしたということで、もちろん、その行為は1対1といいますか、真摯な恋愛関係というものを思い描くようなものではなくて、その日のうちにホテルに誘って、というような形でそれを繰り返し、他の女性ともやっているというような、性的な遊びの延長として行われたような行動であったわけですが、これに対して淫行の適用がなされた事案でありました。

これについて、当然、最高裁まで争われて、憲法違反であると、この福岡県の条例、淫行規制は、まさにこの構成要件の曖昧さというところをポイントにして、憲法31条違反であるということところが問題になりましたけれども、最高裁が、最終的にはこの件については、多数意見という形でしたが、淫行は罪刑法定主義には反しないといえますか、憲法31条には違反しないというような解釈による絞り込みを行った判決がございます。

その備考欄にもつけてありますけれども、淫行というのは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきではなくて、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し、または混乱させる等、その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交、または性行類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとし

か認められないような性交または性交類似行為、これを淫行というのだというふうに最高裁は定義づけを、解釈によって行ったわけです。この解釈が、その後、各自治体の運用基準というものにもなっておりますし、さらには、新たに条例を整備する自治体におきましても、この種の文言を用いて、新しい条例の整備に至ったというような経緯がございます。

したがって、この構成要件の明確性というポイントは、最高裁大法廷判決によって、すでにもう解決されている問題であるというふうに、ワーキンググループの議論の中でも認識いたしました。むしろ、その淫行という言葉ではない形の、その概念化、いわゆる淫行というのは、実は最高裁判決の中でも少数意見というのがあって、確かにその淫行という概念は道徳的な規範概念であると。したがって、非常に曖昧な部分もあると。それを規定に明記する、規定に置くということ自体には疑念があるということが、一部のご意見ですけれどもあるわけです。ただ、その解釈の運用上、これを限定して絞り込んで運用できるわけですから、しかも世間一般で淫行という場合には、まさにこういう事案を想定しているのだということであったとすれば、もともと最初から、規定の中にその種の概念というものを規定化していけばいいんじゃないかと。ただ、これも非常にいろいろ問題があるわけですけれども、どういう規定が望ましいのかというのは、非常に難しい問題ですが、あまりにも絞り込み過ぎますと、何のためにそういう規定を置くのかということが意味をなさなくなってくる。ややファジーな部分が必要なのではないかという意見も、もちろんあります。その辺の議論も、もちろんあるわけですけれども、淫行という言葉を使わずに、違う形の性被害を特定できるような概念化が望ましいのではないかという意見も示されております。これはワーキンググループの議論は、そういう意味では、必ずしも一本に絞り込まなければというわけではありません。

ただ、その次に出てくる濫用防止・適用除外等々であります。これはもうすでに他の自治体、全ての自治体において濫用防止条項がありますので、当然、これは個人的なその性行動の自由、プライバシーの自由といえますか、権利ですね、これを尊重するという視点から見れば、この種の濫用防止規定というものを置くのは当然であります。

備考欄にある東御市条例の第2条が参考としてつけられておりますが、東御市条例の中にも第2条として、この条例は前条に規定する目的を達成するためにのみ適用する、青少年の健全育成という視点からということですが、これを拡張して解釈することによって、何人の自由、及び権利を不当に制限するようなことがあってはならないという防止規定、濫用防止の条項を置いているということでもあります。免責条項というのは、これは、この規定は青少年には適用しないと、加害者とされる人が青少年である場合はこれを適用しませんと。つまり、違法行為として処罰はしませんということをやっている条項です。これも、ほとんどの自治体の条例の中についているものです。

それから1枚めくっていただきまして、裏側になるんですが、これ、そもそも、こうした淫行に対する刑事規制というものは不当ではないかというのが弁護士会意見としても出ております。これは確かによろしくない行動でしょうけれども、何も刑事規制するまでもないんじゃないかという意見だろうと思います。これに対しては、ワーキンググループのほうでは、子どもの性被害の重大性、深刻さ、それから刑事規範をしっかりと示していくということ、そういう意味においても何らかの規範形成、処罰に値する行為、罰に値する行為、当罰性があるという、そういう視点を打ち出しております。大人への働きかけというのは、実際規範でしかできない。つまり大人に対して、どういうふうに道徳的な規範形成をしていくかといっても、現実的にはやはり刑事的な介入がされる行為ですということを示していくことによってしか、大人の規範、こういうことをやってはいけないということを形成することは難しいのではないかと。他にどんな方法があるんでしょうかということでもあります。大人に向けた、子どもを守ろう、子どもの性を大事にしようということ、それをしっかりとその規範の中で訴えていく必要があるんだという趣旨であります。

3番目、これも弁護士会のほうから出ている視点ですが、現行の諸法令によって何らかの法的対応ができるのではないかと。これは、実際に東御市の事案に関しても、弁護士会意見として児童福祉法、これを適用して処罰できないわけではないでしょうと。従って、県条例を整備する必要はないじゃないですかと、こういう意見だということになりますけれども、これに対しては、そもそも性刑法、こういう性に対する刑事規範というものの法律上のものは、いろいろな規定というのはいくつか断片的なところだけ扱われていて、方法的にどこかでまとめてというふうにはなっていないわけでありまして。どうしても規範というものは、やっぱり断片性というものは避けられないところがあるということでもあります。その結果、やはり不備な部分が出てくるわけでありまして。その不備な部分をやはり補っていかざるを得ないし、どういう対応が望ましいのかというのは、その大きな法律でもって処理するというのではなくて、それに応じた個の対応する法律というものを講じていく必要があるのではないかとということでもあります。

もともと児童福祉法というその法律の趣旨というものが、東御市において発生したような事案に適用されるような事案ではありませんでしたので、これはワーキンググループでも適用は無理だろうと。それから、なぜこういう児童福祉法を適用したらいいなんていう意見が出てくるのか疑問だということですね。これについては、後ほど、東御市長さんのほうからの意見書が出ておりますので、ご発言があるかと思っておりますけれども、これは、弁護士会がそういう発言をするというのは、ちょっと、私個人としても信じがたいところはあります。

それから、この専門委員会の中でも若干そういう指摘はあったと思うんですが、淫行に値するような違法行為といえますか、その種の行為、行動というものが、長野県下でどの程度発生しているのかということとは定かではないと。東御市の事案は2件あるということになりますけれども、必ずしもそう大きな問題ではないんじゃないかという、そこまではっきり言い切った話ではなかったと思うんですが、やはりその数字が明確でないところで、刑事規範というものは、やはり疑問の余地もあるということですね。ということで、そのあたりも具体的な数字に基づいた発言といえますか、提案が望ましいということになると思うんですが、これにつきましては全国の推定値、全国の処理件数、淫行規定違反件数というので、青少年条例の約4割に相当する件数、965件が昨年の数字として出ておりますが、そういうものを参考にして考えれば、長野県下だけがその種の事案と無縁であると言い切ることはむしろ難しいのではない

いかというような話でありまして、これは、その下の④番というのが、次のページの立法事実・実証結果というところに関連してまいりますけれども、長野県下でもしかるべき数字がないとは言えないということだろうと思います。これは、この委員会でもすでに配付されて委員の皆様が全て目を通されていると思いますけれども、長野県下の子ども性被害関連犯罪検挙人員というので、昨年度、児童買春事案というのが36人、これは児童ポルノが数としては多いと思いますが、出ておりますし、風適法違反が20人、出会い系サイト規制法違反が13人という形で検挙されていると。

それから、長野県下ではありませんけれども、隣接県、これは本日の資料4の地図といえますか、があると思いますが、マップに数字を入れたものであります。長野県を取り巻く自治体のその淫行違反で送致された人員ということ、深夜外出のほうの数字も入っていると思いますけれども、そういう数字を見ていまして、長野県だけが、調べてみれば何もないというふうには、むしろ断言することは難しい状況だろうということでもあります。

それから、こうした条例等を整備したあと、どのくらいこの種の被害というものが抑えられるんだろうかというご質問も出ておりますけれども、これは、具体的な実証データというものを示していくことも非常に難しい部分があるんですが、これも第2回の委員会配付資料の中で、東京都条例の改正後の性被害状況というところで示されておりますが、東京都条例の改正によって、淫行規制が、規制条項が入ったのが平成19年のことでありますけれども、そのときの数字が553人の被害、これ被害者の数字であります。これは児童買春だとか、その平成19年以降は淫行の被害者という形の数字になるんですけれども、これは平成21年には300人台でした。少し数字がまた落ちておりますが、385人ですね。平成21年で385人、そして平成23年で212人というふうには、徐々にといえますか、かなり数字的には下がっているという、そういうデータはあるということでもあります。

失礼しました。先ほど、私、平成19年改正と申し上げましたが、平成17年、2005年の改正ということでもあります。それ以降の数字ということですよ。

それから、次のコラムの5番目、⑤インターネットの、インターネット社会あるいはインターネットを通じた問題性ということが指摘されたりすることが多いのですが、インターネット社会の発展が直ちに淫行処罰規定の必要性、合理性を基礎づけるものにはならないのではないかとということでもあります。これは実際、前回の委員会の配付資料の中でも、新聞記事という限られた材料ですけれども、平成23年以降の淫行事案の検挙概要を見ますと、かなりの部分がネットにつながってきている。ネットの関連性が非常に強いというようなことでもありまして、ネットの問題性と、ネットは、これはもう教育の問題でもありますけれども、そういうことは批判としてあがっていますので、これを回答するとすれば、やっぱりその匿名性社会がもたらすデメリットとして、大人が違法行為に走ってしまうという危険性はやっぱり大きいということでもありまして、したがって、それだけに大人に向けた規範形成の必要性は大きくなるのではないかと回答であります。

それから、続きまして⑥であります。子どもの成長発達を支援しないという指摘であります。具体的には、性犯罪から子どもを守るために必要なのは、刑罰といったような規制ではなくて、子どもが主体的に意思決定できるような成長発達を支援していくことだということでもあります。さらには、刑罰による規制によって、子どもの性被害等の問題を一挙に解決することは不可能だろうと。むしろ、安易に規制拡大、強化につながってしまう。それがひいては、子どもの成長発達の機会を奪うことになるのではないかと。それから、子どもの権利条例という答申が出ておりますけれども、これの趣旨、この流れとも矛盾するのではないかとというような指摘であります。

これに対しては、このワーキンググループの見解としまして、子どもの権利と子どもの保護、そしてそれは大人への処罰ということにつながる・・・、イコールで結んでいますけれども、結果として大人を処罰するということが、これは矛盾しないということを表題としてあげておきました。具体的には成長発達を支援していくことを、抽象的、一般的に行うだけではなくて、具体的に被害を受けている子に対して、ではどうしたらいいのかと。表に被害が出てくるためには、規範があって、それに反することをしましたということで、警察的な介入があって、それが行われて初めて子どもの被害が表に出てくるということになると、それがなければ、被害がないことになってしまう。それでは、成長発達の支援として、十分といえますか、支援したことにはならないのではないかと。その支援をしていくための一定のよりどころになる規範が必要ではないですか、というような回答になります。

それから両立させていくことが、やはりこれはできる問題だろうと。むしろ子ども自身が性的な被害を受けた状況、受ける可能性がある状況をそのまま放置して、成長発達を心ない大人が阻害するような行為が放置されているということになれば、そのこと自体が、子どもの権利条約に反することになるのではないかと。これは、何もしないということが権利条約に反していることにはなりませんかと、こういうことでもあります。子どもの権利条約というのは第34条が、ここでは参考としてあげておきましたが、これは今日の配付の中に出てくるものです。資料の、これも今の冊子の続きです。6ページになります。今、皆さん方のごらんいただいているものの6ページ以下になります。権利条約の抜粋は8ページになります。8ページのところで、性的搾取、虐待からの保護というのが34条として挙げられておりますけれども、締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から子どもを保護することを約束する。これらの目的のため、締約国は、特に次のことを防止するためのあらゆる適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとると。とるとするのは、とらねばならないということなんです、その条項aとして、何らかの不法な性的行為に従事するよう子どもを勧誘または強制すること。これ、従事するということが、何もその職業として従事させるという意味ではなくて、まさしく淫らな性行為の相手になってしまうということも、このa項の中に入ってくる話になるわけです。営業行為等につかせる行為はこれはb項で、売春または他の不法な性的行為に子どもを搾取的に使用すること。それから、c項というのがそのあとにきますが、ポルノ的な実演、または題材に子どもを搾取的に使用すること。これらこのことを、この地球上からなくさなければならぬんだということを子どもの権利条約の中にもうたっているわけでありまして、そのa項の中に、この淫らな性行為に相当する性的行為に子どもに従事させるようなことを勧誘したり、

強制したりしてはいけませんというような規範というものを、各国において設定していきましょうというのが、子どもの権利条約の趣旨にもなっています。つまり守るべきものは守らなければならないということなのです。これが、今の成長発達と矛盾しないんだということとの関係であります。

そしてさらに、県民運動に悪影響があるという指摘がありますが、これは前回の委員会でも委員の方々からも反論がありましたけれども、むしろ、こういう規範があることで、積極的に協力や支援を進めていくことができるということでもあります。

これは、参考として東京都条例をお示ししておきたいと思います。これは、次の7ページのほうに東京都の2005年改正によって導入された淫行規定が、実は18条の6として出てくるわけですが、その18条の6の淫行の規定の前に、この18条の3から18条の5という形で子どもに向けたいろいろな支援とありますが、保護者の責務、こういうものが指示されているわけでありまして、ちょっと読ませていただきます。18条の3としては、「保護者及び青少年の育成にかかわる者は、異性との交友が相互の豊かな人格の醸成に資することを伝えるため並びに青少年が男女の性の特性に配慮し、安易な性行動により、自己及び他人の尊厳を傷つけ、若しくは心身の健康を損ね、調和の取れた人間形成が阻害され、又は自ら対処できない責任を負うことのないよう、慎重な行動をとることを促すため、青少年に対する啓発及び教育に努めるとともに、これらに反する社会的風潮を改めるように努めなければならない」。保護者の努力義務の規定であります。それから保護者の育成にかかわる者の努力義務です。

それから2項目として、「保護者等は、青少年のうち特に心身の変化が著しく、かつ、人格が形成途上である者に対しては、性行動について特に慎重であるよう配慮を促すよう努めなければならない」。さらに第3項目としては「保護者は、青少年の性的関心の高まり、心身の変化等に十分な注意を払うとともに、青少年と性に関する対話を深めるように努めなければならない」。まさしくこれは、この委員会において、前段において第1テーマに関連して、ここでも議論されていた話に通ずるわけでありまして、条例の中で、まさにこういう保護者の責務という形、あるいは保護者等の責務という形で示されているということでもあります。

そして、都の責務としては、当然、これを支援するようなことをしなければならないと、普及啓発、協力、相談等の施策の推進に努めるものとすると。そして、情報提供ということ、それから事業者の自主的な取組ということが18条のほうに示されておりまして、その上で、続いて18条の6で、何人もこの青少年に対して淫らな性行為をしてはならないんだと、反倫理的な性行為をしてはならないということが規定されているわけです。

ちょっとあわせてご紹介させていただきますと、6ページのほうには、児童買春禁止法の条項が示されております。これは、どうしてもこの種の法律なり条例なりというのは、規制するという視点だけで捉えられてしまうんですが、その点だけが強調されてしまいますけれども、児童買春法にしても、例えばこの第12条で、捜査及び公判における配慮等、13条で、これは報道等に関連して、記事と掲載等のあれですね。それから教育、啓発、調査というのが第14条にあげられております。それから、実際に心身に有害な影響を受けてしまったという児童に対する支援とありますが、保護というものも15条で示されている。それから、16条では児童保護のための体制整備ということでありまして、むしろこういうところをもっと進められなければならない、実際の運用面でも進められなければならない部分になると思うんですが…。法令等においてこういう配慮とありますが、当然のことなんですが、すでになされているんだということでありまして、当然、その地域の活動であるとか、教育啓発等を推進していくという、そのよりどころとして何らかの法的な根拠というものを示していくんだということが必要になってくるということで、ちょっとご紹介させていただきました。

そのあとのご指摘、その他というところは、ちょっとまとめにくい部分があるんですが、最終的には、やっぱりその子どもの最善の利益という視点に立って総合的な対応、対策というものがやっぱり必要になってくるんだろうと。ある部分だけに特化したその対応だけで、それで問題解決だという話ではないということで、検討を終えたということでもあります。

具体的に何らかの対応が法的に、条例なら条例として必要であるということであれば、では、どのようにすればいいかということ、あとがき等でまた考えてみたいと思いますが、少なくとも、弁護士会やメディア等々で批判されてきている諸点に関しては、ご説明したような観点からの反論、説明というものが可能ではないかというふうに考えております。

続いて、深夜外出の規制についてということでもありますけれども。これも前回の委員会において検討するように、ということでもありましたので、深夜外出の規制も各自自治体の状況というもの、これを概観いたしまして資料2-3にまとめられておりますが、46都道府県全てで深夜外出の制限を、健全育成条例という形でやっておりますが、その中で何をどう規制しているかといいますと、多くは、保護者等はそういう努力義務というか、深夜に外出させないようにしましょうということを言っているものです。もちろん特定の理由があるといいますか、正当な理由があるといいますか、こういう場合は除外される話ですし、さらに保護者が最終的にそれを判断するということは当然のことでもありますけれども…。ただ部外者といいますか、第三者がやはり保護者の断りなく連れ回すということに対しては、これはしっかりと刑事罰で対応します、というような姿勢を示しているわけでもあります。新潟県は、処罰規定はないということでもありますけれども、45都道府県で連れ回し行為に対する罰則を設けている。

これは参考として、2ページ、3ページ目につけておきましたけれども、長野県に近いところで、岐阜県の条例で申し上げますと、29条でこのような規定、「何人も保護者の同意又は委託を受ける等正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない」。岐阜県条例では、深夜というのは午後10時から午前4時までというふうになっておりますけれども、これに違反した場合は、51条によって30万円以下の罰金という形の刑事規制がなされますということをお前提にした上で介入といいますか、連れ歩いている人への呼びかけ、事情を聞くとい

うことをやるということになるわけでありませう。その他、深夜に指定店の入場を制限するということにもなりますので、そういう条項を設けたりしていると…。同様に東京都の条例でも、大体、類似の条項が整備されております。

こういう現状だということをおまづ認識しておかなければいけないんですが、深夜外出で、まさしくその検挙といいますか、そして送致されたというような事案が、先ほどの資料4の深夜外出事案として、富山県で33、岐阜県で5、愛知県で165などなど、近隣の諸県でも深夜外出での規制対応というものがあるという、これが実数であります。こういう資料をもとに種々、検討をさせていただきました。

ワーキンググループの主な意見要約というのが、そのあとのほうにもありますけれども、やっぱり深夜外出というのが、最終的にそのあと淫行と結びつきやすいという流れを持っていることは否定できないと。もちろん、だからといって、直ちにそれが淫行につながるという話ではないかもしれませんが、一つの場合を与えているんだらうと。それから、規範として、性被害防止という視点から見れば、深夜外出制限ということも、最終的には大人が連れ回してはいけないという規範を示していくことになるのではないかと。ということなんです。

それから、長野県では、確かに県として深夜外出規制はしてはおりませんが、不良行為等の街頭補導において、深夜の補導がかなり数字としても上がっているということは認められます。したがって、深夜に子どもたちが出歩いているということではないんです。現実にはやっぱり深夜に子どもたちは出歩いているということでもあります。

そういうことを前提にした上で、その淫行と同様に、深夜の問題についても何らかの対応が必要なのかどうかと。そこまで必要性が、まだ淫行に比べれば、淫行はもうさらに直接的な問題ですけども、深夜外出というのは、その経緯につながるかもしれないという部分、まだ直接的ではないという点で、ことさらそれを取り上げるまでもないのではないかと。という考え方も、ワーキンググループでも出てきております。そこを踏まえてご議論いただければというふうに思っております。

以上、ちょっと雑駁な形になりましたけれども、ワーキンググループの検討会で話題になったというか、話をしてきた内容についてはご説明したつもりですが、まだちょっと説明が足りないのではないかと。いうふうに言われるかもしれませんが、ご質問があれば、またその際に補っていきたいというふうに思います。ひとまず以上で終わりにしたいと思います。

○平野委員長

綿密な検討とご丁寧なご報告、ありがとうございます。ワーキングチームの委員の皆さん、本当にありがとうございます。

続いて、花岡委員から資料の提出がございました。花岡委員から、資料3でございますが、ご説明をお願いしたいと思います。

○花岡委員

資料3として、私の弁護士会の会長声明に対する反論的なものを述べさせていただきました。ただ、今、ワーキンググループのほうで詳細に反論いただいておりますので、私がそれほどつけ加えることはないと思っています。

ただ、弁護士会会長のご意見は、もう最初に結論があって、条例制定はすべきでないという結論があって、現在、長野県全体の中で、東御市の条例違反による2人の教諭が逮捕、そして罪を認めるという形の中で処罰されたということをもって、やっぱり条例はあったほうがいいんじゃないかという世論が形成されたことに対する、アンチテーゼ的な動きの中で、実際は児童福祉法の淫行条例違反で逮捕できた事例を、あえて警察は東御市条例を使ったのではないかと。いうふうな論理構成になっていることに対して、弁護士として法の専門家ということをおっしゃりながら、極めて法の拡大解釈という点において、危険な論理構成があるのではないかと。いうことで指摘させていただきました。

なお、このあと、養護学校の職員が児童福祉法違反で逮捕されていた者が不起訴になったというふうにお聞きしておりますし、それから、これはちょっと関係ないかもしれませんが、弁護士会として、スーパーのレジ袋を条例をもって配布を規制したらどうだということ、自主的に規制をずっと県がスーパー業界にお願いして有料化ということをご指導してきたんですけども、これはうまくいかないということで、弁護士会は条例でサービスでレジ袋をくれることを規制したらどうだということをご要望されるというニュースが伝わりました。私は、実は商売をやっておりますので、非常に自分の商売を条例的にやりづらくされる可能性ということで、商売の自由を条例で規制するということに関しては反対でありますし、今まで道徳で対処すべきであって、法で規制すべきでないという論理をある意味では使われて、レジ袋の規制に関しては、これはもうだめだから法でやったらどうだというふうにご方向転換されるというご都合主義に関して、ちょっと県の弁護士会、先生が隣にいらっやいますけれども、考えたほうがいいのではないかと。いうふうにご申し添えさせていただきます。というふうに思っております。

○平野委員長

ありがとうございます。それでは、ただいまのご報告に関連して、委員の皆さんからご意見、ご質問等を承りたいと思います。いかがでしょうか。

轟委員、木村委員、何か補足説明はございますでしょうか。

○轟委員

ございません。

○木村委員
ございません。

○平野委員長
よろしいでしょうか、ありがとうございました。
それでは、各委員の皆様、自由にご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。
特に今回は、淫行条例に関連して、それから深夜外出の規制に関して、ワーキンググループの見解のところについて、いろいろご意見をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○渡邊委員
私は、専門委員の一人として、ワーキンググループの見解を支持する者ということ自分の意見として表明したいと思えます。

細かいことを言えば、指摘内容に関して非常に、そちらのほうがちょっとどのような理由でこのような指摘をしてきたのか、本当にぜひとも弁護士会からは詳しく伺いたいというふうに思えます。

性犯罪の被害者は、数で表して、長野県が2件だから問題ないというレベルではなくて、被害者のほとんどはそれを言えなくて、みんな闇の中に葬られているのが、それが現状なんです。ですから、私たちがすべきことは、そうやって泣き寝入りをしている多くの被害者をどう救っていくかということ、今、考えているのであって、その案件が多いからするべきだとか、少ないからするべきだということは、この時点では論じることはできないと思っています。

私も、条例があれば被害を全て予防できるわけでも、解決できるわけでもないというふうに思っていますけれども。この条例が子どもたちの成長を阻害したりとか、恋愛に踏み込むということには、一切、全く、そのような観点で考えたことはありませんし、そうするつもりもありません。なので、ワーキンググループの見解は非常に論理的であり、かつ有効なものというふうに受けとります。

○平野委員長
ありがとうございました。いかがでしょうか。

○轟委員
今ほど渡邊委員のほうからご意見が出ました、弁護士会に対する疑問ということですが、一応、私のほうから、弁護士会の担当委員会の方に、今日のワーキンググループのまとめ、それから隣におられる東御花岡市長様のプリント、それから公聴会、最後に今日あると思いますが、その案内も送っておきましたので、必要あらば出席いただけるのではないかと推測しています。以上です。

○平野委員長
ありがとうございました。いかがでしょうか。

○田口委員
本当にワーキングの方、これこそワーキンググループと専門委員会との連携でよくやっていただきました。ありがとうございました。それから行き届いた説明をいただきまして、報告、ありがとうございました。

この際、せっかくですので、花岡市長さんに、そもそも東御市の中でこれを条例化しようという、そのきっかけといますか、そもそもそういう声が出てきたその背景といますか、そこら辺をちょっと、エピソードといますか、いきさつをいただければと思うことと、それから、私も最近、レジ袋の件では全く同感でして、私はもう松本でずっと市民運動でやってきていまして、いかに啓発をして志気を高めていくかということやってきているものですから、全く、そういう意味では残念です。相矛盾したことでございますが、

ちょっと前段について、せっかくですので、おっしゃっていただければ……。

○花岡委員
実は、この条例の制定時には、私は反対の対応をとっていました。非常に立場が変わると変わるものだと言われているんですけども。

一つは、自販機が48台でしたか、有害図書自販機が長野県最大になったということの中で、もう市民運動でこれを除去していくには限界があるということで、条例制定を求める動きが非常に活発化しました。これに関しては、私も当時、区長会長をやっていたけれども、やむを得ないという態度で接していたんですけども、実は東御市の、当時、東部町で生まれ育った小学校4年までですか、育って5年生のときには上田に行って、6年生のときに小諸にお父さんに連れられて行っていた子が、四国の男性とインターネットで知り合って、何日間か全国と一緒に旅行したという事案がありまして、長野県的には取り締まれないということなんですけれども、たまたま静岡か何かに行ったときに、条例違反だということで逮捕されるという事案がありました。

東御市出身の子どもがそういう被害に遭ったというようなことで、急遽、条例制定ということ当時、自販機の、青少年健全育成条例の中で自販機の問題等を検討していた部会で、やはり淫行条例違反という処罰規定も盛り込みた

いということで、委員の意見が一致して、急遽、付加されて議会に提出されたということで、市民説明を経ていないということで、プロセスとして不健全であるということで私どもは反対しました。

ただ、その後、私の考え方としては、児童買春法違反でありますとか、児童ポルノ規制法等の法的整備が国全体でなされたので、適用される例というのは、ほぼ皆無なんじゃないかなというふうに思っていましたけれども、高校2年生を対象として、小学校、中学校時代の教え子が、中学校時代は別の市で関係を持っていたということでありますけれども…この話はいいですか…、ということで、すみません、事件として取り上げられたということであります。非常に、指導上のミスとかいろいろあったかもしれませんが、条例を制定すると、制定した者から捜査機関に行使の権限が移行してしまうので、制定した立場にある者として口をはさめると思っていたんですけども、はさめないということがよくわかったということを経験しました。

ただ、やはりこの問題は、やっぱり安心して学校に子どもを預けられないのではないかとということの中で、教師に対する、生徒に対して一線を越えることを社会は許さないという意識があるということに関してご自覚いただきたいという意味において、この条例が果たした役割というのがあるという認識を持っていますので、教員に対する処罰規定だけだったら、ほかの条例でもいいじゃないかというご異論はいただいておりますけれども、現時点では、地域的な不平等性ということを考えて、県全体に網羅していただいたほうがいいのかという思いが正直あります。本来は国が制定していただければいいわけですけども、国の問題か長野県の問題かと言われると、そんなことを言っているよりも早いほうがいいのかと。それによって、日本の国全体が網羅できるわけでありますので、この条例があることによって、特段、長野県が悪くなるという認識は、今は持っていないということです。

○平野委員長

ありがとうございました。ほか、ご意見いかがでしょうか。

○藤森委員

たくさんメディアとか弁護士会からの疑問に対して、反駁を丁寧にしてくださって、とても私も頭の中が整理できてよかったなというふうに思います。

一つは、やっぱりこういう質問が出てくること自体は、議論を活発化するのにとってもいいことであるし、私たちも考えなくてはいけないという視点ではとても議論があること自体はとてもよかったと思いつつ、ただ、やっぱり被害者の実態を、人権を守る弁護士会の方々がこういう形で出されてきたことには、ちょっとびっくりしているところもあって、例えば被害者の方の、先ほど花岡委員がおっしゃったように、たくさんの方が声を出せないでいるとか、または子どもたち、大人によって子どもたちが非常に動揺しているとか、非常に公平な恋愛だという状況に持ち込まれていっていることもあるわけです。とても親切にしてくれたりとか、とても、例えば、学校の教員になれば部活の顧問であったり、ある種のパワーを持った人たちが非常に丁寧に接することで、たまたまその子は家庭に非常に不遇な状況があって、なかなか甘えられる人がなくて、先生が親切にしてくれて、だんだん個人的に交流をしていく中で性行為に至ってしまって、そのあと、やっぱりそれはいけないことなのだという子どもに説明していくのもすごく時間がかかるし、その呪縛からとけたときに、やっぱり私はそういう、本当はそういうことをしたかったんじゃない、寂しかったので、だれかに話を聞いてもらいたかったんだ、性行為をしたかったわけではなかったんだと言えるようになるまで、ものすごく成長しなくてはいけないし、時間がかかるということを知っていただきたいと思えます。

また、深夜徘徊の中にも精神障害の方が中にはいて、昼夜逆転で、睡眠障害になって躁転している子どもたちもいるんです。双極性感情障害といって、躁状態になっていて眠れないということで、夜中歩き回っていて、本人は軽躁状態なので、とても楽しくて、うれしくてという状況で徘徊をしている。その中には犯罪に手を染めてしまって、家庭裁判所に送られてくるような少年も実はいたりとかします。

また、発達障害のお子さんが出て、外見は全然わからないんだけど、普通であれば、僕のお家に遊びに来る？、ゲームがあるよ、新しいものを見せてあげるといったときに、その言葉の裏には明らかに性的なものが、普通は匂っている感覚が読めるんだけど、発達障害のおさんは言われたとおりのことしか認知できないということで、ゲームを見せてもらえるんだといってついていってしまう、それを同意としてみなされてしまうというようなことが現実にはたくさんあると。

ですから、被害者の、加害者の層もたくさんあるんですけども、被害者の層もたくさんいろいろな人たちがいるんだということを知っていただきたい。そして、もし被害に遭ったときに、安心して長野県の弁護士さんに守っていただけるような形で、条例ができたときにはご理解をいただきたいというふうに私自身は思っております。

○平野委員長

ありがとうございました。

○田口委員

ちょっと関連で、安部先生、ワーキンググループのこの横のところの1ページ目のところの、黒ポツの上から6番目ですか、「普通の恋愛関係に（捜査機関が）入るという話ではない。運用された状況もない訳ではないと思うが、だからと言って、規範を形成しないということにはならない」、「運用された状況もない訳ではないと思うが」というのは、どういうふうに理解したらいいのか。この議論の整理の何ページかにそこら辺があるというふうに教えていただ

ければ理解しようと思いたす。

○安部副委員長（法規制ワーキンググループ座長）

すみません、これはちょっと舌足らずだと思いますが、過去の事例の中で、少年事案というものがあるんです。実際に、昭和の時代ですけれども。昭和40年代から50年代、このあたり、家庭裁判所にあがってきた事案の中で。やはり当初、こういう、いわゆる淫行規制条項を盛り込んだ条例ができた時にですね。それをどうやって運用していくかといったときに、現場での運用の仕方、やっぱりちょっとこれは無理ではないかというような事案もあがるわけです。

家裁のほうであがってきて、確かに少年の普段の生活の仕方だとか、そういうところの中で、まじめに将来を考えてつき合っているという関係には見えないように思われているようなケースで、しかし、それは家裁のほうでやっぱりいろいろと少年を保護する、当然、加害少年であっても保護するという視点で対応しますので、やはりこれは最終的には不処分、あるいは、その前の審判の不開始になっているような事案になっています。間違っ、それが少年院送致になったとか、そんなケースを私は知らないです。

ただ、過去にそういう事案がありましたので、運用が、当然、弁護士会はやっぱりそこをついてくるわけです。だから、当然過去の、そういう運用がちょっと乱れていた時期があるじゃないですか、その時期がどうだという話ではないと思うんですが、可能性として、やっぱりそういうことはあるでしょう。だから、より厳密な規定になればそこは防げるかもしれないけれども、それが曖昧なものになっていけば、それを運用する立場によって、どのようにも運用できると。その可能性は排除しなければいけないという指摘は、私はそのとおりだろうと、正直、思っていますけれども。

だから、それを運用は絞り込むための規定をどうしたらいいのかということが次の問題点になってくるんだろうというふうに思いたす。お答えになったかどうかわかりません。

○轟委員

弁護士ということで、今、田口委員からのご質問にちょっと関連しますので補足させていただきますが、ここで、捜査機関が恋愛関係に踏み込む云々というのがありますので、私のほうから弁護士会の担当委員会のほうに、これだけ46都道府県でも施行されているので、そういう具体的な濫用事案があったら全国から集めるなりして、私を通じてこちらに提出するから報告してくださいというふうをお願いしているんですが、出てきたのは1例ぐらいしか出ていないことを補足させていただきます。

○平野委員長

ありがとうございます。

○吉池委員

ワーキンググループの皆さん、本当にわかりやすい見解をいただきありがとうございます。ぜひ私も、これに対して、では弁護士会の方たちがどんなふう、またお話されるのかなというの聞いてみたいと思っています。

一つ、ちょっと具体的な質問をまずさせていただきたいんですが、先ほど東御市の市長さんがおっしゃっていたんですが、養護学校の子どもさんが性暴力を受けた、その犯人が不起訴になったというふうにおっしゃっていたんですが、不起訴になった理由というのは、どなたか、おわかりになるんでしょうか。

○平野委員長

県警、少年課のほうでお願いいたします。

○県警少年課

すみません、これは検察庁のほうで処分したので、検察庁のほうも処分についての具体的なことはおっしゃらないのであります。それなので、多分、検察庁の方がここに来られても、具体的にこうですよということはおっしゃらないと思います。

ただ新聞も、ここに信毎さんが来ているのであれですけれども、捜査機関のほうは云々という具体的な確かな新聞記事にあったと思いますが、ちょっとお待ちください…。すみません、本年の8月23日の信毎さんの記事の中に、「捜査関係者によると、元指導員は調べに対して容疑を認める供述をしていた。ただ、公判で事件を立証するための有力な証拠が十分に得られなかった」というふうには書いてありますけれども、この有力な証拠が十分に得られなかったというのは、この捜査関係者が言っているということで、検察庁で言っているわけではないと思います。ですから、証拠がないとか、あるとかではなくて、私の個人的な意見では、児童福祉法違反というのが10年の懲役とって非常に重たいものでありますので、それを立件していくには非常にハードルが高いのではないかとこのように考えます。だから低いものでやればいいのかという処置ではありませんけれども、なかなか立件することは難しいという部分があります。

ただ、我々ももうこれ以上は、我々として十分な捜査は尽くして検察庁のほうへは送っていることは自信を持って言えます。ただ、あとは検察庁のほうでどう判断したかということになりますので、申し訳ありません、それ以上、お答えできなくてすみませんけれども、お許してください。よろしくお願いたします。

○吉池委員

ありがとうございました。では、この事例が、例えば今回、もし条例ができれば、逮捕できるということによろしいんですか。

○平野委員長

個別の案件で、できたか、できないかというのは、すみません。そこは、どこかでまたきちんと考えていきたいと思っておりますけれども、これでご了解いただければと思います。多分、警察のほうでもなかなかその辺は発言しづらいと思っております。

○吉池委員

例えば、この事例で、もし条例ができれば、もしかしたら起訴できたというふうになった場合に、被害者の方も表沙汰になることはとても怖がっていらっしやって、絶対言ってくれるなというのがとても強いとします。

その場合、多分、名前も挙がりますね。そうすると被害者を特定できてしまう場合があったときに、被害者の方がどんなふうに思われるか、つらい思いをされるかというところを抜きにしては、そこまで考えてもらいたいというのがすごくあります。もちろん、どう考えても、いけないことをしている大人を捕まえてほしいというのがあります。私も、野放しにしておくというのはおかしいなというふうに思うんですけども。ただ、先ほど藤森委員さんがおっしゃったように、本当に同意があったかどうかというのはとても難しく、寂しさから性行為をしてしまった場合に、「私は好きだったんだ、この人が」といったときに、その人は多分、捕まってしまうですね。そのときの被害者のほうのケアというのを、全国一やっていただきたいというふうに思います。

それともう一つ、逮捕された場合に、再犯率というのがちょっとわからないんですが、加害者への再犯防止プログラムというのが、多分、そんなに日本ではまだ普及していないのではないかと考えています。でも、それも被害者を守るために再犯させないということがとても大事になってくると思うので、捕まえただけではなくて、ぜひ再犯をしないために、なぜそんなことをしたのかということ、それから被害者への思いとか、そういうことを十分わかってもらうという、再犯防止プログラムを本当に充実させていただきたいと考えています。

○平野委員長

ありがとうございました。今回のワーキンググループからのご報告に関連して、いくつかご意見をいただきました。最後の吉池委員からのご発言に関しては、まだ法規制をどうするのかというのは最終的な結論が出ておりませんが、もしそうなったときには、ぜひ参考にさせていただくということと同時に、法規制の問題だけではなくて、もうすでに皆さんは、この委員会の中でご了解いただいていると思いますが、我々として加害者のこと、それから被害者への支援を最大にするためにはどう考えていくべきかというようなことも、いつも念頭に置いてそうした問題を考えていきたいと思っています。

いくつかご意見いただきましたが、今後、このワーキングチームにおいて議論をもっと深めてもらいたいというようなことはありますでしょうか。

今回、その次のインターネットの関連のところでもまたひょっとして出てくるかもしれませんが、まずは淫行禁止に関連することに対するワーキンググループでの検討、そして深夜外出の規制に関する検討を今回いただきまして、丁寧なご説明をいただきました。このことについては、ワーキングチームでこれで終了とさせていただいてよろしいでしょうか。

○藤森委員

最後に長野県ができるということなので、ここは何か長野の特徴ですよみたいなものがあえて言えるのであれば、そこは明確に何か打ち出していいただければというふうに思います。

○事務局

すみません、最初にちょっとお話を申し上げましたが、条例つくる、つくらないというのは決まっております、全くニュートラルです。この議論をしていただいて、結局、法規制というのは、すみません、教育も関係します、インターネットも関係する。そして、そのテーマというのは複雑に関係し合ったものですので、途中で結論が出るということもありませんし、議論していただいて、最後の最後でどうなるかという方向性を決めていただくということをやっております。

ですから、多少、ごめんなさい、藤森委員さん、失礼があれば申し訳ないんですが、条例をつくるという方向で、現在、ご議論いただいているわけではないというところだけ、ちょっと事務局として、ぜひお願いをさせていただきます。

○平野委員長

安部座長のほうから、資料2-4で先ほどご説明いただきました6の件です。法的対応を講じるにしても、どのような定義規定が最良か、どのような規制が可能か、行政主体を制限することや適用除外規定を置くことは必要かなど、検討すべき点が多くあると。

このあたりについては、今後、また必要があればワーキングチームでご議論いただく、あるいは、先ほどの藤森委員の関係のご議論いただく。場合によっては、この辺はまたワーキングチームということで、委員会ではなくて、ワーキングチームの委員の皆様方の意見を集約していただいて、この専門委員会の中で、またご議論いただくということで、ご了解をいただきたいと思っております。

まずは今日はワーキングチームから出されました指摘、それから見解について、これ以上、ワーキングチームでは何か深めていただく、集まって深めていただくということはないということで、ご了解をいただきたいと思っております。また35分まで休憩をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(休憩後)

(3) インターネット・情報ツール関係について

○平野委員長

それでは、時間になりましたので、再開をさせていただきます。

協議事項の(3)ですが、インターネット・情報ツール関係についてです。今回はインターネット関係の課題の抽出を行いまして、次回は具体的な対策について議論をいただきたいと考えております。

最初に、用意していただきました資料5、資料6関係のアンケート結果についての報告とあります。なお資料7、茶鍋委員からも、前回の会議においてアンケート結果をご提出いただいておりますが、意見交換の中で、ポイントを含めて報告いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは最初に、県教育委員会教学指導課心の支援室からご報告をお願いいたします。

○県教育委員会心の支援室

では、よろしくお願いいたします。資料5にあるアンケートの結果から概要をご説明いたします。1番から21番まで項目ございますが、できるだけ手短かに説明するようにと厳しく言われましたので、一つ一つ項目ごとにご説明するわけにまいりませんので、全体を通しまして、ご説明をさせていただきます。

2年に一度ずつ行っておりました携帯電話についてのアンケートでございますが、昨年度実施いたしましたので、今年度は実施対象年ではございませんでしたが、昨今の子どもたちとネットをめぐる状況がございましたので、今年につきましても7月に、小・中・高校生から2,911名を抽出して、昨年のアンケート項目に新たなものをつけ加える形で実施いたしました。

アンケートの結果から、ネットへの接続状況を見ますと、高校生ではおよそ83%がスマートフォンを所持しておりまして、ネットへの接続をしております。平成22年の調査と比較すると、小学生の携帯、スマホも含めてですが、所持率は大きく増加しておりまして、携帯電話利用の低年齢化が進んでいる傾向が見られます。

また携帯電話を所持していない中学生の4分の1以上が、例えばアップル社のアイポッドタッチのような、ポータブルメディアプレーヤーからネットへ接続をしておりますし、同じく携帯電話を所持していない小学生のおよそ3分の1、中学生の4分の1以上が、例えば任天堂のDSですとか、ソニーのPSDのような携帯型ゲーム機からネット接続をしております。

利用しているネットのサイト、あるいはアプリケーションソフトについては、Twitter、facebookといったソーシャルネットワークワーキングサービス、それからオンラインゲーム、さらには、LINEに代表されるような無料通話アプリ、こういった情報発信型・参加型のコミュニケーション機能の利用が増加しております。

こうした双方向性のネット利用が広がる一方でフィルタリング、これの有効性を理解して使っている子どもがどれくらいいるか。それから、保護者とのネット利用上のきちんとした約束事、ルールをしているか、決めているか、こういった調査では数が少ない結果が出ております。

また、ネット上で知り合った、実際には今まで会ったことのない相手とやりとりをしていたり、その相手と実際に会ったことのある子どもが少なからずいるという状況でして、インターネット利用に関する危険性について、十分理解していない子どもたちがいるという現状が改めて確認された、そういったアンケート結果でございます。

県教委のほうでは、子どもたちへの指導の徹底、それから保護者への啓発情報提供はもちろんです。私たち教員自身が、ネットと子どもたちということについてしっかり理解できていない部分もありますので、指導力の向上、こういったものに向けて、現在、取り組んでおります。

特にフィルタリングにつきまして、これが一番有害サイトや危険なサイトから子どもたちを守る手だてであるというふうに考えておりますが、その使用率が非常に低い状況ですので、もちろん、そのフィルタリングにかかる法規制といったものも一層強化する必要があるというふうにも考えますが、各社からはスマートフォン、それからメディアプレーヤー、ゲーム機、そういったそれぞれに対応したフィルタリングソフトが出ています。現在はWi-Fiみたいな公衆の無線LANにも対応したフィルタリングソフトも提供されていますので、こうしたことについて、現在、学校を通して保護者へ積極的に情報提供をしているところです。

以上、簡単ですけれども、今年度の携帯のネットについてのアンケートからご説明いたしました。

○平野委員長

ありがとうございます。続いて、長野県青少年育成県民会議事務局からのアンケート結果のご報告をお願いいた

します。

○長野県青少年育成県民会議事務局

資料6について、ご説明申し上げます。県民会議のほうでは、小中学校、高校に対して講師を派遣しまして、生徒及びPTA等の保護者を対象にしたセーフネット講座というのを開催しております。特に今年度、予算を拡充して対応しておりまして、昨年、5,700人の参加者ですが、今年度は、現時点で10,500人ということで大幅に増えております。この参加した保護者に対して実施したアンケートでございます。

資料5の心の支援室、あるいは資料7の茶鍋先生のアンケートは小・中・高生、いわゆる児童生徒を対象にしたものに対して、こちらは保護者というところが前提として違ってまいります。

2ページをちょっとお開きください。ポイント部分だけご説明申し上げます。フィルタリングの義務づけというところでございます。県内平均してフィルタリングは全国よりもされているということではございますが、アンケート結果を見る限り、「知らなかった」という保護者が半分おいでになりますという事実がございます。

それから3ページの上のほうです。インターネット接続可能機器ですが、持っている、要はスマホ、携帯は持っていないんだけどもという部分で安心していても、携帯音楽プレーヤー、あるいは携帯ゲーム機というようなインターネットに接続できる機器を持っているお子さんが52.2%と、半数を超えているという事実があります。

その機器というのは、具体的に言えばゲーム機が圧倒的に多いと。当然、親御さん、ゲーム機を買ってあげたと、だれもインターネットに接続するとは思っていないという現実がここにあるということをごひ知っていただきたいと思えます。

それに対して、問10のほうなんです、これは対応策でございます。1から7は要は携帯電話、スマートフォンを使うことによって、子どもたちがトラブルに巻き込まれます。このトラブルに巻き込まれないために何をすればいいんだという対策を聞いたのが1から7、さらに8から12は、そのうちでも特に子どもたちがいじめとか、あるいは性被害などの加害者、あるいは被害者にならないためには何をすればいいんだと、対策を聞いた回答が8から12でございます。

携帯電話、スマートフォンを使うことのトラブルなんです、やはりここにあるように、学校における、いわゆる情報リテラシーの教育、あるいは道徳等、それから、大人への学習機会の提供、今回、私どもでやっておりますようなインターネットのセーフティネット講座といったもの、それから、ちょっと意外だったんですが、スマートフォンのフィルタリング機能を強化する法律、あるいは条令によって義務づける、厳格にする、こういったものが非常に高い確率で対策として選ばれております。

それから8から12でございますが、学校、地域の運動、業界の自主規制、それから学校教育、学校におけるやはり教育をしっかりという、性教育も含めてという意味でございますが、これが7割前後という形になっております。

それから10、11、法律による規制、限定的な県の条例による規制ですが。これ実は両方ダブるものもございまして、法律または条例による規制を希望している方がどれくらいいるかというのは、63.3%という数字でございます。条例を考えている人のほとんどは、やっぱり法律も強化してほしいという形になっております。

ちなみに前回、第2回専門委員会において、県政モニターのアンケート結果というもので、性被害の防止策ということをお聞きしております。これを発表しておりますが、そのときには法律、または条例による規制という選択肢、それストレートにそういうものがあつたわけではなくて、今回と同じく法律による規制、あるいは条例による規制という別々な設問があつたんですが、両方を足したものの、ダブリを控除したものが37.4%でした。前回は県民の皆さん一般に、特に具体的なお話というのではなくて、性被害が非常に増えているところの、その中で対策として何かという中では、法律あるいは条例によってというのが37.4%でした。

今回、子どもたちが実際にインターネット、あるいはスマートフォン等によって非常に危険にさらされているという現状もご説明をし、知っていただいたあとに、このアンケートというものを実施しております。

その中で、やはり実際に子どもさん、特に小・中のお子さんをお持ちの保護者ということもありまして、今回、この法律、または条例というのが63.3%という、ちょっと思った以上に高い数字で対策として選択されていると。

なお、前回の県政モニターアンケートと今回、両方を見ても、やはりリテラシー教育、あるいは教育というものを高く、何というんですか、しっかりやってほしいというほうがやはり条例よりも多いという、その部分は傾向としては同じ傾向が出ております。説明は以上でございます。

○平野委員長

ありがとうございました。

続いて、県内でインターネットの適正利用や情報リテラシー教育に関する研修会の講師、そして長野県警察サイバー犯罪対策アドバイザーを務められております、南澤信之さんから、県内事例等について報告をしていただきたいと存じます。南澤さん、よろしくお願ひします。資料8をごらんください。

○南澤信之氏

南澤でございます。では座ってご説明させていただきたいと思ひます。

ここに提出した資料は県内に限ったものを抽出しております。ですから、県外の事例については全てカットしております。時間の関係もありますので、手短かに話をしていきたいと思ひます。

実際、昨年7月以降、非常に顕著に、いわゆるSNSというものが多くなつてきています。先ほど県教委のほうか

らも、次世代サポート課のほうからも話がありましたけれども、実際に、携帯・スマホの所持率というよりは、インターネットの端末、音楽プレーヤーやゲーム機、これらをあわせると約8割から9割の小中学生がインターネットの端末を持っていると言えます。そして、2012年3月までの間に20万台という形の公衆Wi-Fiが設置されたおかげで、実はあらゆるところで、このいわゆる音楽プレーヤー、ゲーム機でインターネットに入ることができるという現状にあります。ほとんどの事案については、音楽プレーヤー、ゲーム機からの書き込み投稿、あるいは問題が一番多いということで、その件数について、そこに表されております。

去年の7月以降、特にこのSNSと呼ばれているLINEというものが普及し、タイムラインができてから一気に普及してきました。こういうLINEなどのSNSができたところで、これまで多くの方たちというのは、普通の今までのインターネットの問題と同じように考えていらっしやっただと思われまして。このSNSというものは今までのインターネットと全く違うということを考えていないんですね。ところが、いわゆるSNSというものは、今まで我々が社会的な人脈とかいろいろなものを構築したものを、インターネット上で社会的なネットワークを構築しようというものであるのです。だから、そこに一步踏み込んだり、あるいは一步その組織に入ったところで、ではやめます、では消しますといっても、一度組織に入った者が、あのやめた人どこへ行ったの、あるいは、あの人がこう言っていたよと、実はドーンと足あとが残ってしまうということ、これが一番大きなことであり、あるいは自分の知らないところでどんどんネットワークができ上がっていくという現状が起きているということでございます。

件数からいいますと、23年度は172件、これ県内でございます。昨年度は225件、これ新聞紙上でも報道してありますけれども、今年は8月末現在で175件ということで、既に実は23年度を超えております。実はこのあと、いろいろと資料を見せていただいたんですけども、本当の話をすれば、長野県内、ものすごく大変な状況になったのが現実であります。

実は昨日も、私、夜ずっと、ちょっと遠くの南信地区の中学校へ行っていましたけれども、やはり、いわゆる性に関するものの投稿というものに関しては、今、1校の学校では済まないのです。今、携わっているのは3校にまたがって、約10数名の生徒がかかわっている事例でありまして。ただ、こういうものは発見してから48時間以内に何らかの手を打ったり、あるいは初期の段階で対応しなければ非常に厳しい状況になるという中で対応しています。実際には本年度、県内にかなり、特に7月以降、多く発生しているということでもあります。

そこで本年度の特徴をまず話させていただきたいと思えます。25年度、本年度の特徴は、特に5月以降、一気に問題が多発していることと、もう一つが、小学生の事案というものが非常に増えてきたということです。先ほど県教委のほうからの報告で、使っているいわゆるサイトのことがありましたけれども、ここでごらんのとおり、実はLINEというものが調査の中では無料通話アプリという形で書かれているものですから、これが本当にLINEとわかっているかどうか、LINEを使っている人がみんな書いているかどうかかわからないんですけども、ここの利用サイトの中のゲームサイト以降、特に小学生にゲームサイト以降のサイトが非常に多くなっている。このゲームサイト以降全てがSNSに位置づけられてしまいます。特にこのゲームサイトと呼ばれている中で、今年度一番非常に小学生の中で特徴的に事件が起きているのは、ちょっと今日は細かく、この中にはサイト名まで入っていますけれども、「いつの間に交換日記」と呼ばれているものです。これは子どもたちの間ではゲームサイトという形になっていますけれども、これははっきりとってSNSで、LINEとほとんど同じ機能を持っています。LINEだとIDで相手と連絡とれますが、いつの間に交換日記というのはフレンドリーコードというもので、相手の電話番号もメールアドレスも全く知らなくても、コードによって連絡とれてしまうというものであります。これも実は小学校3年生から中学1年生ぐらいが非常に多く使われています。そういう中で、小学校5年生くらいからLINEというものを使い始めてきますので、ちょうどこの小学校5年生が両方使っているということで、非常に多くなっているということでもあります。

本年度の特徴ということで話をしていましたけれども、今回は、子どもを性被害から守るということだったものですから、資料の最後のページのところで、性被害の観点から見た事案の特徴ということでまとめてあります。それまでの事案の特徴、直近で長野県内でどういう事案が起きているか、LINE上やいつの間に交換日記などでどういうことが起きているか。ユーチューブに関するものもありますけれども、こういうことが起きているということをご覧いただいた中で、性被害からの観点から見た特徴を申し上げますと、まず出会いというものがあります。この出会いというものが非常に、SNS上で知り合った人と無防備に、かつ安易に行き会ってしまうということです。こういう事案は何かというと、たとえば、ある女子生徒がLINE上で5名でグループを組んで会話をしていました。その5名でやっていたんですが、あるとき知らない人から連絡がきたということで、そこで警戒していただろうと思って出なければいいんですけども、自分の知っている人は5名だけだと思ったものですから、無警戒にそこで出てしまったと。出てしまったら男の方だったと。それでも、自分のニックネームとか、友だち4人のニックネームを全部知っている。それでさらに自分たちのこともよく知っているということで、結構、警戒心なくして出て行ってしまいます。そして、あなたの家、家から学校まで遠いから乗せていってあげると言われて乗せてもらって、それで結局、2日目には被害に遭ってしまったということです。

この被害は、結局、ふたをあけてみれば、相手は先輩でも何でもなかったのです。今、LINEでもきちんと設定しなければならぬにもかかわらず、設定をしていなかったために被害に遭ってしまったのです。実はIDの検索の許可がオンになっていると、自動的に出会い系サイトに登録されてしまったり、あるいは時間を追って書き込みを見れるタイムラインと呼ばれているものの公開設定をしていないと、ある非常に危ないアプリで全部、どこの地域でどんな内容をやっている、どういう人たちがいるというものがあるって、そこから選ぶ。そうすることによって、偶然、そなたのかを見ることができ、そこから選んで、それでその人のところにトークと押してあげると電話をかけることができるというような形で、出会いの機能があります。設定を全く知らないで使っていたという状況の中で無防備に

会ってしまって被害に遭ったという事件が結構あります。

あるいは、小学校5年生の女の子で、やっぱり、いつの間に交換日記。実はこれはゲーム機、PSPとか3DSには最初からプレインストールされています。ですから、子どもたち非常に安易に使っているんです。子どもたちがそれで、家に帰っても友だちとやりとりできるということでやりとりしているんですけれども、そこで知り合った面識がない社会人なんですけれども、本人がゲームで知り合った人と出てくるということを母親に言っている中で、お母さんが心配になって後ろをついていったと。そうしたら、あるスーパーの駐車場のところで車に乗せられそうになって、それでお母さんが慌てて助けるという事案がありました。実は出会い系でなくても、SNSというものは、実際には非常に無防備な状態で出会ってしまうということが非常に多くなっているということがあります。

しかし、こういうものを相談してくれる保護者やその子はいいいんですけれども、実際には、先ほどの生徒のように、実際に被害に遭っても、当然、これ被害届けというのは出したくないわけです。出したくないし、あるいはそれを知られたくない。学校は知っていますけれども、その中で何とか指導しなければならない。そうすると、このあと非常に厳しいという状況があるということなんです。そういう出会いによる事件というのが非常に多いということ。

それからもう一つが、最近非常に多いのが、児童生徒の動画写真の投稿ということで、今年になって、9月だけでも17件、実は裸の写真、性器を動画で撮ってやっているということがあります。特に自身の性器を撮影して投稿したり、あるいは、いじめ相手のものを、学校のトイレでズボンや下着を脱がして撮って入れてしまうというような、そういうような投稿が非常に多くなっています。

ただしこれが、今、ユーチューブ等に投稿すれば簡単に落とすことができるんですけれども、これが性格上、SNS上であれば、見れる状況であってもなかなか手を入れることができないという状況。その中の証拠をもって差し押さえしてもらうというようなケース、差し押さえしてもらうという形であればいいんですけれども、非常に難しい状態であると。ただし、これは大体の場合が保護者とかからの通報によって、それですぐに動きます。こういうように、非常に今年になって中学生のそういう性器を撮影して投稿してしまう事件が非常に多いということです。

それともう一つが、やっぱり女子生徒からの裸写真というのです。最初は下着写真を送っていたのが、それがSNS上に投稿されてしまうということです。そうすると、SNS上に投稿されてしまうと、もはやもうどんどん広がってしまっている。次には裸写真を要求されると。実は、今日の朝、電話が来て、支援しなくてはならなくて、この夜、行かなくてはいけない学校もそうです。実はクラスの中でLINEでグループをつくっていたんですけれども、そこである男の子がやっているんです。こういうものが興味あるでしょうということで、子どもたちもやっぱり嫌だと言えないものですから、そうねと言っていたら、そこで性交しているときの動画を見ている。あるいは、そのあとに、自分の性器を入れておいて、おれのやつを入れたからみんな入れろというような形で、結局、そういう一人一人に対して脅しをしているというような状態もあって、そういうような、実は動画や写真が性器とか裸の投稿というのが非常に多くなってきているということがあります。

それともう一つは、ちょっとこのところ危険だったのが、夏休み直前くらいから、学校のトイレ、プール、こういうところでの盗撮したものが結構ありまして、北海道から連絡があったり、他県から連絡があって、すぐ学校さんに対応してもらうというような形で、子どもたちが非常に簡単に動画を撮って投稿してしまう。学校現場では、携帯やスマホというものの持ち込み禁止にしているんですけれども、実際、音楽プレーヤーを持ってきたときに、それは音楽を聞きながら、あるいは英語を聞きながらとってスルーで通ってしまう。結局、学校内で音楽プレーヤーで撮影して、それを実は投稿してしまう。幾つかのいわゆる中山間地の学校さんでは、近くに公衆Wi-Fiの電波が届いていると、そこから投稿されてしまうというケースがあります。

実際には、そういう中山間地のところでどういう取組をしたかということ、こういうことがあったからということで、近くの中央公民館の電波を公民館から外へ出ないように電波を絞ってもらうということとか、あるいはセブンイレブンさんで、本当だったら登録制なんだけれども、今、自由に使えるような状態で電波をかなりどこへも出しているようなコンビニさん結構多いものから、そういうところは必ず登録制の形にしてもらいたいというお願いをしたりしております。こういうところでの、実際にはそういう投稿が多いということです。

それともう一つが、出会い系サイトの簡単な書き込みということです。これは子どもたちが知っていて書いているのか、知らないで書いているのかということもあるんですけれども。実はLINEというもの、そもそもLINEというものは未成年者が使っちゃいけないことになっているんです。けれども、子どもたちが簡単に使っている。それ子どもたちが使っているから、親が使っている、これ自体が本当はおかしいことなんです。LINEは未成年者が使っちゃいけないことになっている。そして、保護者ではなくて、法的な親権者もしくは法定代理人の同意がなければ使えなくなっています。6月に私もLINEに行って、こういう問題が起きているからこうしてくださいという話をしたんですけど、それはいわゆる親権者の問題だというふうに言われたんです。また、子どもたちが知らずに使っているLINE何とかというような、LINEに対して、いわゆる連動アプリみたいなものがあるんです。ただ、それは20数のサイトが出会い系サイトであるということで、株式会社LINE自身もいわゆる違法通告はしています。違法通告はしているんですけれども、現在もそのままの状態になっています。けれども、子どもたちはそれを知らないでそのまま使っているという状況になっているのが現実です。

それともう一つ、今、問題になっているひまトーク！と呼ばれている出会い系サイトがあります。このひまトーク！と呼ばれているのは、ここで言うのもあれですけど、実は長野県内の中高生、非常に多く使っています。このひまトーク！というのは、実は男性とそういうのを目的に知り合うだけではなくて、さまざまな、いわゆる性別も年齢も関係なく、だから普通に中学生同士が知り合うこともできるし、あるいは小学生と中学生、あるいは高校生、社会人とも知り合うことができる。結局、出会い系サイトで18歳未満はだめですと書いてあるけれども、県内の

中学生が非常に多く入っているという現状です。

このひまトーク！で集まっていわゆるグループをつくって、どこかへ遊びに行くというような現状をやっているんですけども。いわゆる未成年者はだめと言っている、ひまトーク！、非常に大きな問題を抱えているのではないかという部分と、今、こういうように年齢制限があっても、非常に年齢制限がほとんど、子どもたちが勝手にやっているということが現状あります。

それともう一つ、フィルタリングの話がありましたけれども、実は3年ぐらい前から、携帯会社自身のフィルタリングというのは、いわゆるカテゴリ別にこれがかかると、いろいろ使えなくなるから嫌だと子どもたちが外したいと言っているけれども、実は携帯会社のフィルタリングというのは、いわゆるカスタマイズできるようになっています。ですから、これはかけてこれは外してと、全部カスタマイズできるようになっているものですから、それをきちんと携帯会社に言って話してやればいはずなんですけれども、普通のショップでは、そういう話をきちんとしてくれるんですけども、量販店についてはほとんどそういう話なくして、売られているのが現状です。

さらに、今度、スマートフォンの新しいものが出たということでどうなったかといったら、昨日いろいろと電話がかかってきたんですけども、ある量販店では、docomoさんが今度売り出すに当たって、最初からLINEが入っていると、小学生も親と無料で通話できますと。さらに子ども同士のコミュニケーションが上がりますというふうに言っているけれども、まずいんじゃないですかということで、僕のところに連絡来て、それで、その量販店に出している使用者さんに対して、一応、それはまずいんじゃないですかという話と、docomoさんに対して、そういうことを、ちょっとまずいんじゃないですかという話をしましたけれども。

基本的に、大人がそれはまずいの？っていうこと、最初、売っている人たちは、その事実すらを知らない。LINEが使っていればみんな使えると思っているんですけども、それが未成年者は使えない。さらに、それがこれだけ問題が起きているのかかわらず、それが使えるということアナウンスして売っている。こういうことに対して、やはり我々大人はやっぱりそういうものに気づいたら、それはまずいということを書いていかなければならないというふうに思っております。すみません、時間がかかりいっぱいですけども。

これだけ言っておきたいことは、それだけ実は長野県内で危機的な状況が起きているということです。本当に対応し切れないぐらいの状況が起きているんですけども、その状況というのは何かというと、1日前の状況を次の日には使えないんです。このサイトであつたらこう対応すればいいでしょうということができない状況です。同じサイトであってもどんどん対応を変えていきますし、あるいは、ケースによっても、その子とか、その家庭や地域や、あるいはさまざまな案件を考えながら対応を考えなければならない。だからマニュアル化ができないということ、日々進化していることによって、もうその状況は現場へ行って見て、それから初めてその対応というものを支援しなければならない。そういう面から非常に深刻化しているなという部分があります。

そういうことで、あと細かいのはそこに書いてありますけれども、今後やっぱり我々、これ私が言うことではないですけども、知識として伝授して子どもを守っていくものと教育で培っていくものと、あるいはやっぱり一番はこの地域で守っていくものは何なのか、あるいは決まりごとを守っていくのは何なのかということ、やはり我々は考えていかなければならなくなるなと思います。

一つ、その販売者においても、今、音楽プレーヤー、ゲーム機、子どもたちがさんざん入っています。さんざん入っているけれども、最初からプレインストールされているけれども、親は、買い与える親はこれがインターネットにつながるということを、先ほど県の方が知らなかったと報告がありましたけれども、全くそのとおりになんです。例えば警察で押収しても、うちは違うということを言っているんです。うちはこんなものを持っていないと、そう思っているんですけども、違います。これはあなたの物でしょうといっても、うちは違いますと。これはそうですと、音楽プレーヤーはそこに繋がりますといっても、親は実は納得しない。実はわからない状態である。だったら、少なくともショップでそういうインターネットの端末を売るときには、これはインターネットに接続できるということをきちんと説明する販売責任というの、我々はやっぱり求めていく必要があるんです。買い与えるというか、買っている人間がやっぱりそういう知識というものがなければ、当然、使っている子どもたちも安易に使うのではないかなと思っています。

すみません、長くなってしまって、細かい説明というものを省いてしまいましたけれども、基本的に非常に、長野県内の状況とすれば、非常に今年の5月以降、かなり危機的な状況に陥ってきている。昨年も非常に危機的だったんですけども、ちょっと今、本当に目を離せない状態というか、非常にもう対応し切れないぐらいの状況になってきているというのが現状であります。

もし何か質問があればお答えしたいと思いますけれども、そういう形でありました。

○平野委員長

ありがとうございます。いろいろご質問もあろうかと思いますが、意見交換に入りたいと思います。

全国における状況の検討に当たっての課題などにつきまして、インターネット関連の専門委員の大久保委員、そして矢橋委員からご発言をお願いしたいと思います。最初に大久保委員お願いいたします。

○大久保委員

インターネット協会ではルールとマナーのサイトの作成、テキストブック制作を行い、一方で、相談窓口の紹介を始めるようになりまして、平成13年から10年たちました。相談件数は8,000件ほどあります。そのうち、交際トラブルの

事例を挙げます。

個人が特定できないように微修正はしておりますが、なるべく本人の心の葛藤がわかるように、文章はできるだけ加工していません。全部で4つ、紹介します。

1、ブログで知り合い、実際に会った男性より脅迫、15歳女子。ブログですから、先ほど南澤さんがお話したようなSNSではなく、ブログです。だれでも見られるものです。

知り合って軽い気持ちでメールアドレスの交換をしてしまい、相手の顔も知らずにメールをしてしまいました。会う約束をし、実際に会いました。けれど、タイプじゃなかったのも、自分勝手ながらしばらくしてからメールをやめたいとお願いしました。しかし、相手はしつこく反対のメールをしてきたため、無視、拒否設定をしてきました。その後、ブログにコメントがつき、このまま無視するなら学校に抗議しに行くみたいなことが書いてあり、怖くなって消してしまいました。

学校に抗議に行っても何の意味があるかわかりませんが、問題になったとしても損をするのは相手だと思うので本気にはしていません。そのあと、毎日不安、友だちには相談しましたが、どうしても両親には相談できません。ということでこちらに相談に至りました。

2つ目、ネットで知り合った男性からの脅迫、15歳女子。15歳、14歳、15歳が多いです。

こちらは会ってはいないのですが、ネット彼氏とやりとりをしていて、住所を教えてしまっています。住所から電話番号もわかるから電話するぞと脅かされています。別れたら死ぬと言われていました。結局、ネット上のつき合いで何とか苦労して別れたけれども、脅しが始まり、住所は知っているからどうしよう、親に電話されたら、私はもう終わります。という相談です。

3番目、プロフで知り合った人からの脅迫、17歳、高校性。プロフィールサイトです。名前やニックネーム、趣味を入力することで簡単にできるということで、ネット上のつき合いですが、メールと電話をしていたが、メールを切れば痛い思いをする、付き合わない痛い思いをするなどの脅しを受けている。住所がばれて、待ち伏せなんかあるととても不安だという相談です。

この人は、住所のほか年齢、携帯番号、メールアドレスも教えてしまっています。

4番目、15歳、女子。ブログのプロフィールに、自分の住んでいる場所を書いたり、写メを制服姿で送ったりした。会いたいと言われ、始めは断らずに会う場所まで話したが、やはりまずいと途中で気づき、会えないと言いました。ネットの性犯罪等が増えていると聞いているので、とても不安です。という相談です。

その他として、複数の事例を挙げていますが、SNSの事例、無料通話アプリの事例、あえて具体的なサイト名は言いませんけれども、先ほど南澤さんがお話されたようなところでは

こちらが3つ、大変たくさんあるので具体的には書いてありませんが、1番目、裸の写真を送ってしまったあと会おうと言われた。2番目、実際に会ったら想像より年齢が上の人でびっくりして、だれど強引にホテルに連れ込まれて、すきを見て逃げて助けを求めた。3番目は、知り合った成人男性と会い、雰囲気にもまれて性交してしまった。そのあと、すごく後悔して、ネットの掲示板を見ると、自分と同じような被害に遭った女子、その犯人の特徴がすごく同じようだということがわかる。自分は警察には行くと家族にばれるので、自分はもういいけれども、これ以上、被害者を増やしたくないので何とかしてほしいという例です。

以上のことから、このようなトラブルに遭った子どもの特徴というのは、全部で5項目あると思います。

1番目、SNSを運営する大手運営者は、青少年の利用について取組を強化しているし、利用規約や利用制限がすごくしっかり書いているにもかかわらず、利用規約をよく読まない。または、よく読んでいても無視しているという例がとても多い。

LINEの場合、青少年が利用するためには、保護者の同意があれば利用できますが、ほかにも、ほとんどのSNSの場合でも18歳未満は利用してはいけないと書いてあり、利用規約の長い文章の下の方に、保護者の同意が必要だと、ちゃんと書いてあります。人生経験が少ない子どもをねらっている人がいるから注意してと書いてあるにもかかわらず、自ら自分をアピールして利用してしまっています。

年齢制限につきましては、携帯電話会社はSN運営会社と連携をして18歳未満だと利用制限するという強化をしています。

なので、子どもたちが間違えて成人の大人とやりとりができないような工夫がされています。あまり知られていないことですが、最近、だんだん取り組まれています。

また、EMAの認定サイトがありまして、こちらはフィルタリングをかけていても利用できるサイトが、現在、25登録されています。GREE、Mobage、ハンゲーム、mixi、ヤプログ！ニコニコ動画モバイル、Amebaなどですが、(facebookやTwitterやLINEは入っていません。)これらはフィルタリングをかけていても使えます。というのはなぜかというと、ちゃんと利用規約がある、ログが保存されてある。サイトパトロールがある。FAQが整備されている。ペナルティなどがあるということから審査の基準を満たしたところを前提しています。

2番目、自分を過信していること。自分は絶対大丈夫と思っていても、子どもは相手をどんな人かを見極めるのは難しいです。友だちと差別化を図ろうとして、「見てみて私の彼氏って素敵、ネットで見つけたの」と自慢しあうような感じの風潮があります。

3番目、よく考えずに自分の情報を教えてしまっていること。住所や学校名や部活名、その他の情報を教えてしまう。裸の写真を送る人も本当に多いけれど、実は児童ポルノの法律に触れる、自ら自分の裸を送ることが自分を処罰されるよということも知らずに送っているということもある。その画像はあちこちに足あとがついてしまい、取り返されません。

4番目、本専門委員会の一の注視するところだと思います。合意の上と思われること、ネットで知り合った人ということとはつまりお互い好き同士ということだから、なので、これは強制わいせつ罪や強姦罪などの適用にはならない場合もある。個々の事案により淫行条例の適用になるのかの判断も難しいでしょうということです。

ネット上では合意だったとは言え、現実では合意ではないので、ネット上で本当に合意と言えるのかというのは、個人的にはとても疑問です。現実、合意かどうか問題だと思います。

5番目、ネットのトラブルに対して現実の対応が難しくなること。ネットでトラブルがあった場合に、現実で身近に相談する勇気はなかなか持てない。学校や親、それから警察にも相談できなく悩む子どもは専門機関に何とか助けを求めて相談をします。

最後に、子どものインターネット利用について、インターネット関係者は何ができるのかということを書かせていただきました。やはり子どもの判断力を高める啓発活動が最重要であると考えます。大切な思春期は限られた時間しかないで、必要以上にインターネットを使わないように、振り回されないように現実を見据えることも啓発します。少し矛盾ですが、インターネット協会は、インターネットをどんどん使ってねという立場なのに、使わないでねというふうに講演活動では話をしています。

話はそれですみませんが、教育に関する支援については、私たちはいろいろなお話しをしていて、一番効果的だなと思うのは、ビデオとかアニメーションです。北九州市で人権問題に関するビデオ「人権とインターネット」が制作されたのですが、宮崎駿風の魅力的なアニメで、私も感激してしまいました。特別支援学校でそのビデオを流したら、生徒たちは泣いていたり、高校生も自らを重ねたのか、最後は涙ながらの大拍手もありました。アニメーションであれば、実写と比べるとどぎつくないので、子どもたち向けの啓発にはいいのかなと思いました。

○平野委員長

ありがとうございました。

○矢橋委員

電気通信事業者協会の矢橋でございます。この前の議論の中でも、青少年が性被害に遭うという場合には、インターネットを通じてそのような機会に出会うという実態がございます。

青少年がインターネットに接する機会といいますと、先ほどのお話で、ゲームであったり音楽プレーヤー、あるいはパソコンというのもございますけれども、青少年の場合ではやはり携帯が圧倒的に多いというふうに思われますので、事業者としてもそういった認識に基づきましていろいろな取組を行っておりますので、本日は、その取組のご紹介ということで、時間もございませんので、ごく簡単にご説明いたします。

資料8-3をごらんいただきたいと思っております。表紙とか目次をちょっと飛ばしていただきまして、私どもの協会の紹介も飛ばしまして、3ページに2枚シートがございまして、取り組みの全体像というのがございます。

まず1点目は、安全・安心に携帯電話をご利用いただくようなサービスの普及促進ということで、フィルタリングサービス、これの普及促進、それからもう一つ、子ども向け端末の普及促進ということで、インターネットにつながらないような端末の普及促進といったことにも取り組んでおります。

それから一方で、マナーやトラブルへの対処方法の啓発ということで、家庭でのルールづくりの推進、あるいは教育プログラムの実施といったこともやっております。

めくっていただきまして、4ページになります。先ほどから出ておりますフィルタリングということでございますけれども、これについても、青少年インターネット環境整備法にのっとりまして、販売時でのフィルタリングをかけるということについて、さまざまな手段を用いて、その徹底を図っているところでございます。

しかしながら、このグラフですと直近のものが出ておりませんが、若干、フィルタリングの普及、これは普及率ではなくて、フィルタリングをかけておられる数ということでございますけれども、その数自体が若干の低下傾向を示しておるのが最近の現状でございまして、それにはスマートフォンの普及というようなこともあるかもしれませんけれども、今後も引き続き、その普及に尽力していきたいということでございます。

あとはちょっと細かいフィルタリングをどういうふうにお勧めしているかというようなことになりますので、飛ばしていただきまして、8ページ、9ページ、こちらがフィルタリングの概要ということで、前回、私のほうからご説明いたしましたけれども、いわゆるフィーチャーフォン、スマホではない、昔ながらのガラ携とも呼ばれております、そういった携帯電話のフィルタリングにつきましては、スマートフォンはなかばPCということでございますけれども、従来の携帯電話というのは、携帯電話事業者のネットワーク上の世界で完結しているネットワークでございますので、そこにフィルタリングをかければシャットアウトができると、できていたということでございます。

一方、次の10ページ目、めくっていただきますと、スマートフォンというのができて、従来のネットワーク上だけでフィルタリングをかけても、Wi-Fiといった、先ほどもお話が出ておりましたけれども、Wi-Fiであったり、あるいはアプリケーションといったようなことで、なかなか携帯電話のネットワーク上にフィルターをつけるのは難しいというような状況になっております。

それに対しましては、やはりその個々の端末側にそういったフィルタリングのアプリケーションを入れていただいて使っていただくということが必要になってまいりまして、そのあたりのサービスの開発、あるいは販売時にそのことを必ずお勧めするようというところで徹底を図っておるところでございます。

先ほども量販店の話が出ておりましたけれども、なかなか携帯電話をご契約いただくに当たっては説明する事項が多ございまして、1時間、2時間はかかってしまうという中で、このことをご説明したときにどこまで覚えておいて

いただけるのかというのはいろいろな難関はございますけれども、引き続き、その取組は徹底をしていくということでございます。

あともう一つは、14ページ目、若干、飛びますけれども、14ページを見ていただきますと、スマートフォンご利用に当たっての注意事項というのがございます。これは私どものホームページからダウンロードしていただけますが、それぞれのチェックシート型になっておりまして、こういったものもぜひ教育現場であったり、あるいはPTAの場で活用をしていただきたいというふうに思っております。ダウンロードフリーでございますので、ぜひご利用いただきたいと思っております。

それで、その他ということでは、先ほどちょっとご説明しました子ども向け端末、機能限定端末ということで、例えば小学生のお子様も塾が終わったら、ご両親に電話をしたいというようなこともあろうかということです。そういったシーンを想定して開発した端末も出ております。

また、さらにチェックシートを、16ページでございますけれども、こういったご家庭でのルールのチェックシート、これもホームページで公開しております、ダウンロードフリーですので、このあたりもぜひご利用していただきたいと思っております。

それから、次に17ページになります。各社とも全国ベースで携帯の安全教室、携帯教室というのをやっております、出前授業を生徒の方、あるいは先生方、あるいは保護者の方に向けて対応しておりますし、このときに使う教材も、会社によっては直接、その会社のホームページからダウンロードできます。一部には動画の映像の教材といったものもありますので、こういったものもぜひご利用いただきたいと思っております。

最後に18ページになります。一番下のところに、今後の取組みについてというシートがついてございまして、ここにもやはりありますように、まずフィルタリングサービスのさらなる普及促進、それからWi-Fiに対応する、あるいはアプリケーションに対応するといった機能改善という取組、それとあわせて啓発ということで、周知活動の強化、関係者と連携した取組の実施とございますけれども、なかなかフィルタリングだけでは、あるいは携帯電話、私どもだけではゲームの機器があつたり、インターネット全体に広く広がっておりますので、ぜひ、ここにありますように、関係者の、まさに教員関係の方、保護者の方、警察関係も含めまして皆様のご協力をいただきながら、今後、この啓発活動というのをやっていく必要があるというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。以上です。

○平野委員長

ご報告、ありがとうございます。

それでは、意見交換ですが、まず茶鍋委員、資料7を出していただいております。ご発言をいただければと思います。よろしく願います。

○茶鍋委員

先ほどの南澤先生のご報告にありますプリントの内容は、まさに今、現場で起きていることで、しかも事例については網羅していただいていると思っております。ありがとうございます。

この内容につきまして、今、中学校の先生もおいでになりますけれども、現場では大変苦勞していると。それに直接指導に当たっている先生方の率直な感情を申し上げると、18歳未満にこれほど手だてをしなければ安全に使えない道具をなぜ売るんだらうというのが、現場の先生方の率直な感想であります。

それから、これだけの事案が起きている中で象徴的な数値は、南澤先生の資料を参考に平成24年度の相談・支援状況の端末別のところを見ていただくと、音楽プレーヤーで中学生はまずさまざまなことを経験します。そして、入学したとたん非常に高機能な端末を親から買ってもらう。その結果、高校生が音楽プレーヤーからスマホ系に移行すると、そして現実こういうことが起きていると。

したがって、多くの高校はそうだと思いますけれども、入学時の時点で携帯電話に係る様々な問題とその対応に関する講演会をやらざるを得ない状況が、今、高校1年生に及ぶということを知っていただければと思います。

それから、本校のこの高校アンケートであります、ちょっと説明が長くなるかもしれませんが、お許しください。このアンケートの項目は、実は今年、全国高等学校長協会・全国普通科高等学校長会の生徒指導委員会が作成したアンケートであります。本県では5校にこのアンケート依頼がありまして、本校もそれに参加するという形で、生徒指導係が中心になって各クラスで行った結果であります。

先ほどの県の傾向と変わりませんが、大事なことは、こういう調査をして各高校でどのような課題があるのかという決めだしといいますか、それによって各高校でのきめ細かい指導が可能になるかと思っております。調査をすることで、その学校特有の傾向に対応できるという、一つの事例として見ていただければと思います。

例えばスマホの普及でありますけれども、県では85%とありますが、本校では特にやはり1年生が突出しております、96%の普及率があるということで、先ほど南澤先生が急激にいろいろなトラブルが増えているという一つの証左にもなるのかなと思っております。

それから、LINE、Twitter、mixi、facebook等々の利用率でありますけれども、やはり1年、2年生のLINEの利用が非常に多い。それに対して3年生は、どちらかというとゲームに走ってしまっています。意外とfacebookの利用は少ないなと思いましたが、やはりLINEの普及率が非常に低学年になるほど多くなっています。

それから、5番目のネットで知り合った人と直接会ったことがあるかというところで、県の統計では51.6%の生徒が「会ってもよい」という回答をしている中で、本校では、これは学年が上がるごとに会ってもよいと、おそらく自

分自身の警戒心もついてきて、大人になってきているからというような心の余裕があるかもしれませんが、実際には平均で11%、あるいは17%、ただ、このネットで知り合った人というのはちょっと質問があいまいですので、大人とは限らないので、この辺はちょっと注意して見る必要があるのかなと。しかし、ネットで知り合ったから会うという行動については、比較的寛容な傾向が出ていると思います。

それから裏側でありますけれども、これもちょっと本校の特色で、先生方もこれについては非常にびっくりしたところなんです。1日の使用量につきましては、県では2時間以上が18%という結果であります。本校では2時間以上は51%ということで、本校では、これと家庭学習時間とリンクさせまして、この辺が本校の課題であろうということで、この結果を指導に生かしていきたいと考えております。

それから、使用にあたって決まりがないということですが、実は、ここには親と子のやり取りがありまして、あまり規制のかかったものは使いにくいんです。それで、子どもが親を説得するといいますか、子どもが親に対して外してくれと。親はやっぱり子どもに弱いものですから、わかっているけれども、親子の関係を考えると、やっぱり外さざるを得ないのかなという状況に追い込まれている親の姿もあると、それから、事業者いろいろな説明をいただくんですけども、先ほど1時間かかるとおっしゃっていましたが、親の理解がついていかない。途中で多分、思考停止してしまって、まあいいかということで規制をかける。そして、子どもからこんな使いにくいものは役に立たないと、友だちから、仲間外れにされるとか、いろいろな子どもなりの論理が出てきて親御さんが負けてしまって、結局、こういう数字になっていると思います。

それから、ネットのトラブルが起きたときに最初にだれに相談しますか、ちょっと私が気になったのは、ネットで知り合った第三者に相談するという、その相談ルートも多様化し始めているのかなという感じがいたしまして、その相談する相手がしっかりした方ならいいんですけども、確かに大人でも、こういうことはどうですかと、広く相談して、ありがとうございますというやりとりがありますから、多分、そういうレベルの話でしょうし、それから学校ごとのサイトなんかをのぞいてみますと、生徒同士、他校の生徒にこういう試験問題が出るだけけれども、あの先生はどんな問題を出すとか、そういう相談をしかけていますので、ただ、この相談者が絶えずいい人かどうかというのとはわかりません。

県の全体の傾向とともに、一つの学校の事例として見ていただければありがたいのかなと。我々としては、この数字を決めだして、生活指導係としてやはり学習指導や生活指導に生かしていくということを、今、始めています。

それから、規制にかかわっては、本校も2学期、夏休み明けからそういう機材は学校へ来たらロッカーに入れてかぎをかけ、昼休みは使用できることがありますけれども、基本的には使用しないということを始めました。これは本当にいいのかわかりませんが、保護と規制、学校は常にこれを両方やっていくわけですが、いろいろな子どもたちやいろいろな保護者を目の前にしたときに、やはり保護と規制というのは両立するものであるというふう認識をしております。

○平野委員長

ありがとうございます。何かこの関連で幾つかご意見、ご質問があればと思いますけれども、いかがでしょうか。

インターネットについては今日が本当に始まりでございますので、事務局で、他県でインターネット関連で、条例等に関連して何か情報をお持ちでしょうか。場合によっては、また次回、そのようなものがあれば、資料でも示していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局

資料はございませんが、インターネット関係ですと、46都道府県全て、やはり青少年健全育成条例の中に入っております。そして、特にここ3年なんです、やはり規制を強化するという動きをしております、20の、道は入っていませんので、都府県が新たに条例を修正等で強化しています。内容とすればやはりインターネット、法律あるんですが、あくまで、何と申しますか、当然18歳未満については説明をしないと。ただし、保護者がいいと言えいいですよという、割と簡単にそこを解除できるような法律になっておりますので、努力義務で。

ですから、県によっては、保護者がいいよというためには紙に書きなさいと、その理由をとということで、ペーパーで出させて、なおかつ、そのペーパーは販売事業者が、その子どもが18歳に達するまでは保存義務を課すというようなもの。あるいは、そういった規制に対してきちんと対応しない事業者を勧告、名前を公表すると、そんなところを最近強化している県がございます。

ただ、いずれにせよ努力義務、ですから罰則は課されないというのが実際のところでございますので、では、その条例をつかったからといって、具体的に、ではどの部分で、いわゆる抑止ですとか、そういった効果があるという部分については、私どもはまだ、情報を持っておりません。

○平野委員長

ありがとうございます。幾つかご専門の皆様方から意見をいただきました。今後、検討を深めるべき事項について整理を行いまして、また委員の皆様にもお諮りいたしますので、具体的な対策についてまたご提案をいただき、次回の専門委員会で議論したいと思います。

加えて、今の事務局からの口頭でのご報告、何か資料があれば、つけ加えていただければと思っております。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(4) 公聴会について

○平野委員長

それでは最後に、会議事項(4)になります。公聴会に関連して、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

公聴会について、事務局からご説明を申し上げます。資料9、これが公聴会開催要領ということで、8月29日プレスリリースをして、公聴会の開催につきまして、今、公募をさせていただいております。9月18日までということで、今、公募をしております。

現時点で400字詰め、いわゆる具体的な方策の提案を求めていますので、感情的なものではなくて、具体的にどうしたら子どもを性被害から守れるかという具体的な方策を求めて、400字の具体的な提案を求めていますので、出てきているものはお一人のみという形になります。団体名も応募者に書いていただきますが、あくまで個人としての意見発表という形になっております。

そうした中で、本日、お諮りをしたいのは資料9-2でございます。ちょっとごらんいただきたいと思います。これは公聴会の意見発表者の選考についてというものでございます。

選考というのは、発表者が現時点では、後ほど、これお話でございますが、10月4日に第4回の専門委員会がありまして、その前に公聴会を開催させていただきたいと。時間とすれば1時から3時、おおむね2時間という中で、一人8分の発表と7分の意見交換という形になりますので、最大、お一人15分、2時間ですので8名程度という形にしております。

ただ実際に応募が多数になった場合、あるいは応募が8名を下回った場合でも、ご提案いただいた意見の内容を判断して、必ずしも公聴会で時間をとってわざわざ発表していただく必要のないというケースも想定されます。ということで、意見発表者をどのように選考するかということについてお決めいただきたいというものが9-2でございます。

説明させていただきますが、専門委員会の中から委員長、副委員長及びテーマが4テーマ、実際、教育と被害者支援を一つにしていますので、3テーマでございます。その3テーマの担当専門委員の方にぜひ選考者になっていただきたいということで、具体的には安部委員長さんが法規制のワーキンググループの座長を兼ねられておりますので、平野委員長さん、安部副委員長さん、そしてインターネット・情報ツール関係の担当専門委員の大久保委員さん、それから、教育・被害者等の支援の専門委員の藤森委員さんの4名に選考委員になっていただきたいと。

それから2として、選考方法としては、1枚前のこの意見提出用紙のうちから、お名前、それから住所の詳しい町等、それから団体名を消したものを各委員さんへお送りし、各委員さんに5点満点で採点をいただくと、合計点数、最高点は20点という形になりますが、合計点数が最も高い者から一応8名、選考するというものでございます。

ただ、合計点数が12点未満、平均点数がお一人3点に満たない者については選考しないものとする。ただし、今回、選考されない方についても、委員会のほうへは資料としては全ての意見を提出するという事で募集をしております。

なお、合計点数が同点の場合には委員長が決定ということで、選考についての案を提案させていただきます。説明は以上でございます。

○平野委員長

ただいまの説明に関連して、委員の皆様、ご意見、ご質問ありましたらよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、今、説明のありました公聴会意見発表者の選考に関して、ご承認いただいたということで進めさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、選考をお願いいたします委員の皆様にはまたご負担をおかけいたしますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

(5) その他

○平野委員長

最後、その他です。今後の専門委員会の日程等について、事務局から説明、お願いいたします。

○事務局

次回ですが、10月4日金曜日、第4回専門委員会をお願いしたいと思います。別途、通知のほうは申し上げますが、長野保健福祉事務所、県庁のそばになりますが、こちらのほうで1時から3時、これが公聴会という形になります。休憩を挟んで、そのあと引き続き第4回専門委員会ということで、公聴会での皆さんの意見を踏まえながらご議論をしていただきたいということでございます。

第4回委員会のテーマとしては、これまで決まっておりますのがインターネットの関係の具体的な対応策の検討という形、それから、今日、最初に委員長のほうから皆さんに諮っていただきまして、養護学校の先生、またおいでいただいておりますし、ということですので、教育・被害者支援、この2テーマについて、次回、第4回はご議論をお願い

いしたいと、以上でございます。

○平野委員長

ありがとうございました。以上で本日の会議事項、全て終了しました。事務局、特にほかにございませぬ。以上をもちまして、議事を終了させていただきます。ご協力をいただきましてありがとうございました。

3 閉 会

○事務局

長時間にわたりましてありがとうございました。以上をもちまして、第3回の専門委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。